

令和4年度

若狭の健康福祉

福井県嶺南振興局

若狭健康福祉センター

目次

第1編 福井県嶺南振興局若狭健康福祉センターの概要	- 1 -
1 管内の概況	- 1 -
2 組織機構	- 1 -
3 沿革	- 2 -
4 定例業務	- 3 -
5 運営協議会	- 3 -
第2編 主要指標	- 4 -
第1章 人口静態	- 4 -
1 管内人口の動向	- 4 -
(1) 管内総人口	- 4 -
(2) 管内年齢別人口	- 5 -
(3) 管内・市町別年齢3区分別人口	- 5 -
第2章 人口動態	- 7 -
1 人口動態総覧	- 7 -
2 出生	- 9 -
3 死亡	- 10 -
第3編 福祉	- 12 -
第1章 生活保護	- 12 -
1 生活保護の現状	- 12 -
第2章 生活困窮者自立支援	- 14 -
第3章 児童福祉	- 15 -
1 児童福祉施策の状況	- 15 -
(1) 保育対策等	- 15 -
(2) 子育てマイスター	- 16 -
2 家庭相談の状況	- 16 -
第4章 障がい者福祉	- 18 -
1 身体障がい者の状況	- 18 -
2 特別障害者手当等の支給	- 19 -
3 福祉のまちづくり	- 19 -
(1) 福祉のまちづくり条例	- 19 -
(2) ハートフル専用パーキング利用証制度	- 19 -
(3) バリアフリー表示証制度	- 20 -
第5章 母子・父子・寡婦福祉	- 21 -
第6章 女性福祉	- 22 -
第4編 保健	- 23 -
第1章 感染症	- 23 -
1 感染症法の現状	- 23 -
2 感染症対策	- 23 -
(1) 感染症発生動向調査（感染症サーベイランス事業）の実施	- 23 -

(2) 感染症発生届出・集団発生報告状況	- 24 -
(3) エイズ・肝炎対策	- 26 -
(4) 福井県肝炎治療特別促進事業	- 26 -
(5) 情報発信	- 26 -
(6) 感染症普及啓発事業(ライフステージ別感染症教室)	- 27 -
(7) 感染症に関する連携会議	- 28 -
(8) 新型インフルエンザ等(新型コロナウイルス感染症)対策	- 28 -
第2章 結核	- 30 -
1 結核対策の現状	- 30 -
2 結核対策事業	- 31 -
(1) 結核健康診断	- 31 -
(2) 新登録結核患者発見方法	- 32 -
(3) 結核患者訪問指導	- 32 -
(4) 結核患者地域DOTS事業の状況	- 33 -
第3章 難病	- 34 -
1 難病対策の実施状況	- 34 -
(1) 特定医療費(指定難病)支給認定制度(旧:特定疾患治療研究事業)	- 34 -
(2) 在宅難病患者家庭訪問指導事業	- 34 -
(3) 在宅難病患者訪問指導(診療)事業	- 34 -
(4) 特定疾患患者相談事業	- 35 -
(5) 難病対策地域協議会(地域ケアシステム検討会議)	- 35 -
(6) 重症難病患者在宅療養支援事業	- 35 -
(7) 福井県在宅人工呼吸器使用患者支援事業	- 35 -
(8) 人工呼吸器装着等難病患者の災害時支援	- 36 -
(9) 災害時在宅人工呼吸器電源確保事業	- 36 -
第4章 精神保健	- 37 -
1 精神保健福祉の動向	- 37 -
2 精神保健福祉相談	- 38 -
3 ひきこもり対策	- 39 -
4 ネットワーク体制の整備	- 39 -
5 自殺対策	- 39 -
(1) 管内の状況	- 39 -
(2) 若狭地域自殺対策連絡協議会	- 40 -
第5章 母子保健	- 42 -
1 医療給付	- 42 -
(1) 小児慢性特定疾患治療研究事業	- 42 -
(2) 特定不妊治療費助成事業	- 42 -
2 人工妊娠中絶	- 43 -
3 母子保健相談実施状況	- 43 -
4 先天性代謝異常等検査事業	- 44 -

5 育児不安解消サポート事業（“かるがも”のお部屋）	- 44 -
6 市町における母子保健事業	- 45 -
（1）1歳6ヵ月児健康診査	- 46 -
（2）3歳児健康診査	- 46 -
第6章 健康増進	- 47 -
1 健康づくりの推進	- 47 -
（1）食環境の整備	- 47 -
（2）運動習慣の推進	- 47 -
（3）食生活改善推進員の活動	- 47 -
2 がん対策	- 48 -
（1）がん検診受診率	- 48 -
（2）がん検診推進医活動	- 48 -
（3）がん検診受診促進キャンペーン	- 49 -
（4）がん患者アピアランス事業	- 49 -
3 受動喫煙防止、禁煙支援対策	- 49 -
4 若狭地域・職域連携推進協議会	- 49 -
5 給食施設指導	- 50 -
（1）給食施設指導	- 50 -
（2）「食形態共有一覧表」による栄養管理情報共有の推進	- 51 -
第7章 歯科保健	- 52 -
1 歯科保健対策の現状	- 52 -
2 市町における歯科保健事業	- 52 -
第5編 医 療	- 53 -
第1章 医療対策	- 53 -
1 医務関係業務	- 53 -
（1）地域医療の推進	- 53 -
（2）嶺南地域医療構想調整会議・若狭地域医療連携体制協議会	- 53 -
第2章 薬 事	- 54 -
1 薬事関係業務	- 54 -
（1）医薬品および毒物劇物対策	- 54 -
（2）献血状況	- 54 -
（3）薬物乱用防止対策	- 55 -
第6編 環境衛生	- 56 -
第1章 食品衛生	- 56 -
1 食品衛生法に基づく施設数	- 56 -
（1）営業許可を要する施設	- 56 -
（2）届出を要する食品関係施設	- 59 -
（3）福井県食品衛生条例に基づく許可および登録営業施設数	- 60 -
2 食中毒発生状況	- 60 -
3 衛生教育実施状況	- 60 -

4	ふぐ処理施設届出数およびふぐ処理登録者数	- 60 -
5	調理師・製菓衛生師試験および免許取得状況	- 60 -
6	食品等の収去検査状況	- 61 -
第2章	動物愛護・狂犬病予防	- 62 -
1	動物愛護関係業務	- 62 -
2	狂犬病予防関係業務	- 62 -
第3章	環境衛生	- 63 -
1	生活衛生営業施設	- 63 -
2	廃棄物	- 63 -
	(1) 産業廃棄物許可業者(収集運搬業・処分業)	- 63 -
	(2) 産業廃棄物処理施設	- 64 -
	(3) 廃棄物の不適正処理防止	- 64 -
3	自動車リサイクル法	- 64 -
4	ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の処理	- 65 -
5	浄化槽	- 65 -
6	飲料水	- 65 -
7	その他(特定建築物、墓地等、温泉)	- 66 -
第4章	環境保全	- 67 -
1	公害防止関係法令届出状況	- 67 -
2	環境調査、行政検査実施状況	- 67 -
3	公害苦情	- 68 -
第7編	地域活動の支援	- 69 -
第1章	研修	- 69 -
1	地域保健福祉環境関係職員研修事業	- 69 -
2	若狭地域保健研究会	- 69 -
第2章	介護保険	- 70 -
1	介護保険制度の現状	- 70 -
2	地域包括支援センター連絡会	- 70 -
3	介護保険制度および在宅医療の推進に向けた支援	- 71 -
第3章	臨床医師研修	- 72 -
第4章	看護系大学の公衆衛生看護学実習等	- 72 -
第5章	医学生の臨床実習	- 72 -
第6章	栄養士の臨床実習	- 72 -
第8編	健康危機管理	- 73 -
第1章	健康危機管理対策	- 73 -
1	健康危機管理対策の現状	- 73 -

※全ての表、図は、管内、若狭町について、特に表記がない限り以下に示すとおりとする。

- ・管内：小浜市、高浜町、おおい町、若狭町のうち旧上中町の区域のみ。
- ・若狭町：旧上中町の区域のみ。

第 1 編 福井県嶺南振興局若狭健康福祉センターの概要

1 管内の概況

嶺南振興局若狭健康福祉センター（以下、「当センター」という。）は、福井県南西部の小浜市、高浜町、おおい町および若狭町（旧上中町の地域）の 1 市 3 町を所管区域としている。

当地域は、南東に滋賀県、南西は京都府と接し、北は日本海若狭湾に面した東西に長い地形で、リアス式の美しい海岸線を有し、古代より大陸から京都・奈良への玄関口として栄え、貴重な社寺仏閣が各地に点在する。

管内面積は県全体の 14.3%にあたる 599.78 k m²、管内人口は 53,431 人（旧三方町を含めると 60,266 人）で県全体の 7.0%（令和 3 年 10 月 1 日）である。総面積のうち山林が約 80%を占め、平野部は少なく耕地は約 7%である。

平成 26 年 7 月に舞鶴若狭自動車道（若狭さとうみハイウェイ）が全線開通し、嶺北地域へのアクセスが格段に向上したことにより、長年の課題であった嶺南と嶺北の一体化が大きく進展した。さらに、従来からつながりの深かった中京地域との時間距離が短縮することにより、一層の交流拡大が期待される。

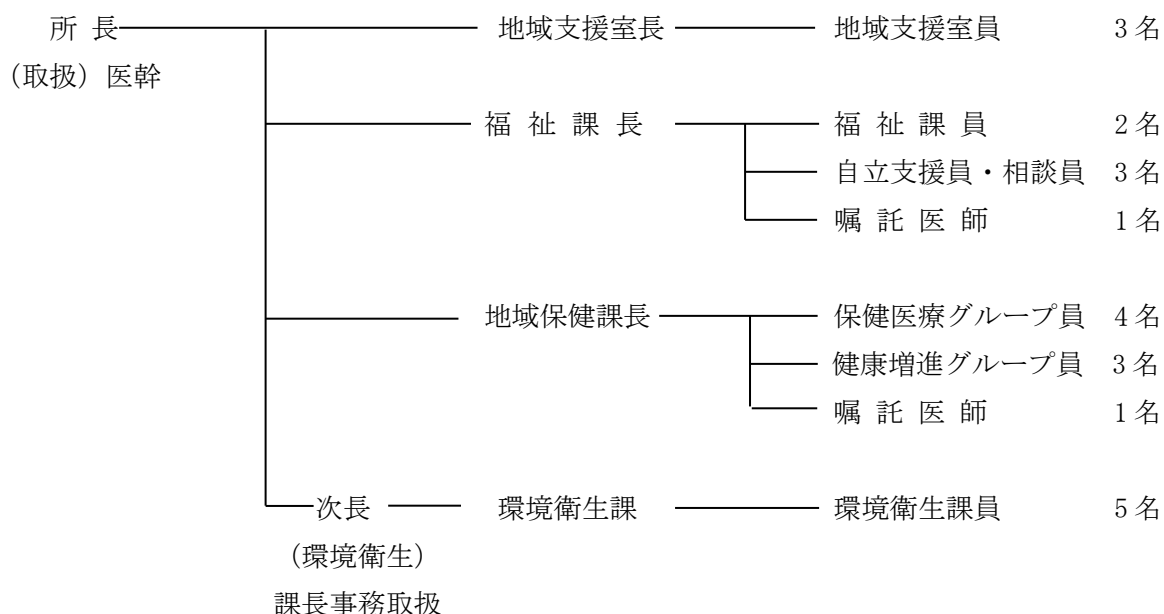
主な産業は、農林水産業などの第一次産業と観光、原子力発電関連産業である。

また、伝統産業には、若狭塗や若狭めのう細工などがある。

この地域を含む嶺南地域には、原子力発電所が合わせて 15 基立地しており、京阪神方面への電力供給基地となっていたが、うち 7 基は廃止措置中であり、現在の運転中（定期検査中を含む）は 8 基となっている（令和 4 年 9 月 1 日現在）。

2 組織機構

（R4.9.1 現在）



職 種 別 職 員 配 置 表 (R4.9.1)

課室別 \ 職種別	事務 吏員	医 師	薬 剤 師		獣 医 師	化 学	管 理 栄 養 士	診 療 放 射 線 技 師	保 健 師	福 祉 心 理	嘱 託 医 師	自 立 支 援 ・ 相 談 員	(兼) 動 物 管 理 員	合 計
所長(取扱)医幹	-	1	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
次 長	-	-	-		1	-	-	-	-	-	-	-	-	1
地域支援室	3	-	1		-	-	-	-	-	-	-	-	-	4
福 祉 課	2	-	-		-	-	-	-	-	1	(1)	3	-	6(1)
地域保健課	2	-	-		-	-	1	(1)	5	-	(1)	-	-	8(2)
環境衛生課	1	-	3		-	1	-	-	-	-	-	-	-	5
合 計	8	1	4		1	1	1	(1)	5	1	(2)	3	-	25 (3)

※ () は非常勤嘱託、兼務職員で外数。

3 沿革

福 井 県 小 浜 保 健 所 沿 革		福 井 県 若 狭 福 祉 事 務 所 沿 革	
昭和 15 年 12 月	小浜町鹿島に敦賀・三方・遠敷・大飯の 4 郡を管轄区域として小浜保健相談所を開設。		
昭和 19 年 2 月 9 日	遠敷郡を管轄区域として小浜保健所を開設。		
昭和 20 年 3 月 31 日	旧高浜警察署旧庁舎跡に大飯郡を管轄区域として高浜保健所を開設。		
昭和 25 年 3 月 31 日	高浜保健所を吸収して小浜保健所とし、高浜支所を置き、小浜町・遠敷郡・大飯郡を管轄。	昭和 26 年 10 月 1 日	若狭地方事務所民生課として発足。
昭和 28 年 10 月 10 日	小浜保健所に総務・保健予防課の 2 課を設置。	昭和 31 年 2 月 1 日	若狭事務所福祉課に名称変更。
昭和 35 年 6 月 1 日	新たに衛生課を設置し 3 課制。	昭和 37 年 4 月 1 日	若狭福祉事務所として独立。民生・保護の 2 課制。
昭和 47 年 10 月 10 日	小浜保健所高浜支所を廃止。	昭和 48 年 4 月 1 日	若狭家庭児童相談室を併設。
昭和 50 年 7 月 7 日	小浜市四谷町に新築移転。(現在地)	昭和 49 年 4 月 1 日	総務課新設。3 課制。
平成 8 年 4 月 1 日	機構改革により嶺南振興局小浜保健所に名称変更。	昭和 57 年 4 月 1 日	総務課廃止。民生・保護の 2 課制。
平成 9 年 4 月 1 日	衛生課を生活衛生課、保健予防課を健康増進課に名称変更。	平成 8 年 4 月 1 日	機構改革により嶺南振興局若狭福祉事務所に名称変更。
平成 10 年 4 月 1 日	福祉保健推進室を設置(若狭福祉事務所職員 1 名が兼務。室長は総務課長が兼務。)	平成 9 年 4 月 1 日	民生課を地域福祉課に名称変更。
福井県嶺南振興局若狭健康福祉センター沿革			
平成 12 年 4 月 1 日	若狭福祉事務所と小浜保健所を組織統合し、嶺南振興局若狭健康福祉センターを設置。地域支援室、福祉課、健康増進課、環境衛生課の 1 室 3 課体制。		
平成 22 年 4 月 1 日	健康増進課を地域保健課に名称変更。(保健医療 G と健康増進 G の 2 グループ体制)		

4 定例業務

(R4.4.1 現在)

内 容	日 程	時 間
育 児 不 安 解 消 相 談 (かるがものお部屋)	毎月第4火曜日	13:30～15:30
精神保健相談(精神科医師)	毎月第1・3火曜日 (予約制)	9:30～11:30
エイズ・肝炎検査、相談	毎月第1・3月曜日	9:00～10:30
身体・知的障がい者(児)相談	月 ～ 金 曜 日	8:30～17:15
生活困窮者就労相談	火・金曜日	9:00～17:15
女 性 相 談	月・木・金曜日	9:00～17:15
家 庭 児 童 相 談	月・火・金曜日	9:00～17:15
母子(父子)・寡婦相談	月・火・木曜日	9:00～17:15
骨髄バンク登録受付	月 ～ 金 曜 日 (予約制)	8:30～17:15

5 運営協議会

住民のニーズに応えるため福祉・保健・医療・環境等に関する総合的な施策の審議を行っている。

運 営 協 議 会 委 員

(R4.4.1 現在)

区 分	役 職 名	氏 名
医療関係団体	小浜医師会長	一 瀬 亨
市 町	小浜市長	松 崎 晃 治
〃	おおい町長	中 塚 寛
社会福祉団体	小浜市社会福祉協議会理事長	山 岸 博 之
学 校	小浜市養護教諭研究会代表	田 邊 啓 子
事 業 所	若狭食品衛生協会会長	清 水 正 信
住 民 代 表	J A 福井県女性部若狭支部 おおい地区長	松 宮 初 美
〃	若狭町婦人福祉協議会長	橋 本 麻千子
〃	若狭地区民生児童委員協議会 高浜町女性代表	澤 田 美智子
〃	小浜市連合婦人会長	池 田 誠 子
関係行政機関	県嶺南振興局副局長	河 瀬 康 博

第2編 主要指標

第1章 人口静態

ポイント

- ・令和3年10月1日の管内の総人口は53,431人で、平成2年以降は減少傾向が続いている。
- ・管内の人口ピラミッドは、男女共に70～74歳がピークとなった「つぼ型」を示している。

1 管内人口の動向

(1) 管内総人口

令和3年10月1日の管内の総人口は53,431人（男性26,867人、女性26,564人）で、減少傾向が続いている。（表1、表2）

表1 市町別人口等の概況

（R3.10.1現在）

市町名	面積 (k㎡)	総世帯数	人口(人)			人口密度 (人／k㎡)	1世帯あたり人員
			総数	男	女		
小浜市	233.11	12,060	28,493	14,174	14,319	122.23	2.36
高浜町	72.40	4,472	10,175	5,348	4,827	140.54	2.28
おおい町	212.19	3,184	7,884	3,956	3,928	37.16	2.48
若狭町*	178.49	4,791	13,714	6,589	7,125	76.83	2.86
(旧上中町)	82.08	2,343	6,879	3,389	3,490	83.81	2.94
計*	696.19	24,507	60,266	30,067	30,199	86.57	2.46
管内	599.78	22,059	53,431	26,867	26,564	89.08	2.42
県内	4,190.52	293,092	760,209	371,049	389,160	181.41	2.59

面積：国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」
人口・世帯：県統計情報課「福井県の推計人口」

注1 *若狭町、計は旧三方町を含む。

表2 市町村別人口の推移

（各年10月1日現在）

年 市町村別	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和3年※
小浜市	33,496	33,295	32,182	31,340	29,670	28,289	28,493
高浜町	12,201	12,119	11,630	11,062	10,596	10,098	10,175
おおい町				8,580	8,325	7,988	7,884
大飯町	7,148	7,032	6,470	6,046	6,012	－	－
名田庄村	3,103	2,915	2,747	2,534	2,313	－	－
若狭町*			16,780	16,099	15,257	13,962	13,714
(旧上中町)	8,077	8,149	8,148	7,825	7,445	7,052	6,879
管内	64,025	63,546	69,809	67,081	56,036	53,427	53,431
県内	826,996	828,944	821,592	806,314	786,740	762,679	760,209

人口：国勢調査（※印は県統計情報課「福井県の推計人口」）

注1 平成17年に上中町と三方町が合併し若狭町となった。

注2 *印 若狭町は旧三方町を含む。

注3 平成18年に名田庄村と大飯町が合併しおおい町となった。

(2) 管内年齢別人口

令和3年10月1日現在の管内の年齢別・男女別人口は、表3のとおりである（但し、旧三方町を含む）。また、人口ピラミッドで表すと図1のとおりであり、男女共に70～74歳が最も多くなっている。

表3 5歳階級別男女別人口（単位：人）

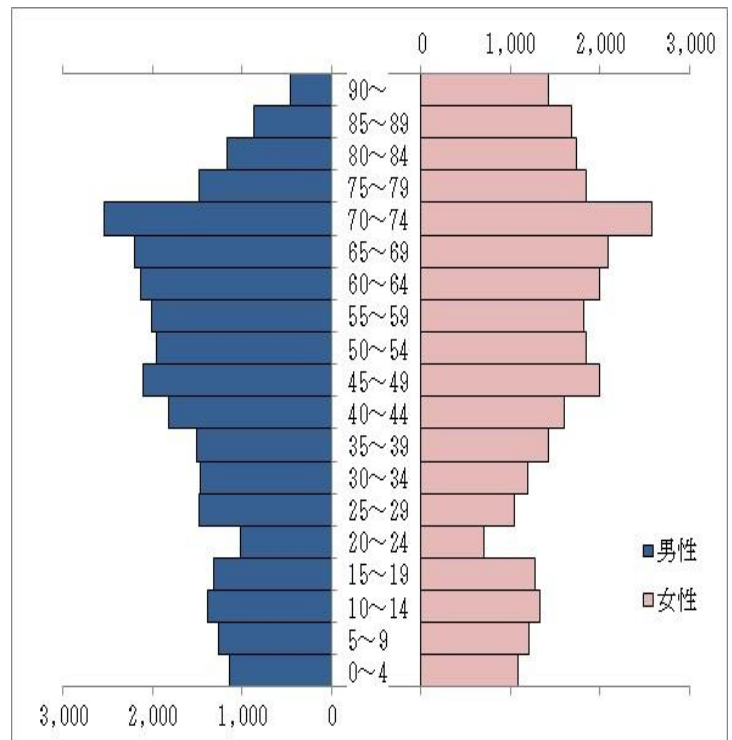
	総数	男性	女性
合計	60,426	30,067	30,359
90～	1,874	456	1,418
85～89	2,544	862	1,682
80～84	2,910	1,166	1,744
75～79	3,330	1,479	1,851
70～74	5,117	2,531	2,586
65～69	4,296	2,203	2,093
60～64	4,131	2,131	2,000
55～59	3,833	2,013	1,820
50～54	3,802	1,952	1,850
45～49	4,093	2,100	1,993
40～44	3,424	1,821	1,603
35～39	2,027	1,506	1,421
30～34	2,664	1,467	1,197
25～29	2,519	1,479	1,040
20～24	1,728	1,019	709
15～19	2,591	1,315	1,276
10～14	2,701	1,378	1,323
5～9	2,467	1,263	1,204
0～4	2,221	1,138	1,083

人口：県統計情報課「福井県の推計人口」

注1 年齢不詳1,254人（男788人、女466人）を合計に含む。

注2 旧三方町を含む。

図1 5歳階級別男女別人口ピラミッド（単位：人）



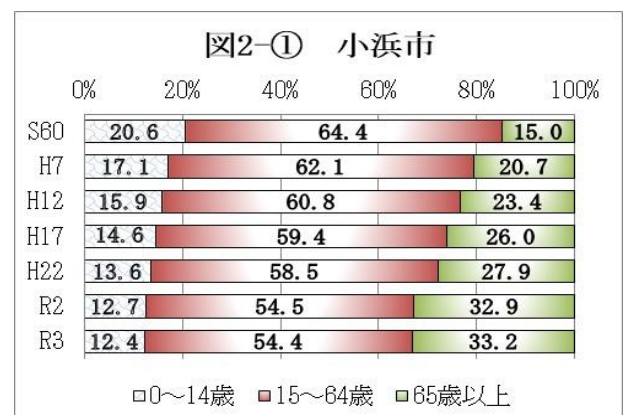
(3) 管内・市町別年齢3区分別人口

令和3年10月1日現在の総人口を年齢3区分別にみると、表4および図2のとおりである。年少人口の割合が減少し、老年人口の割合は増加している。

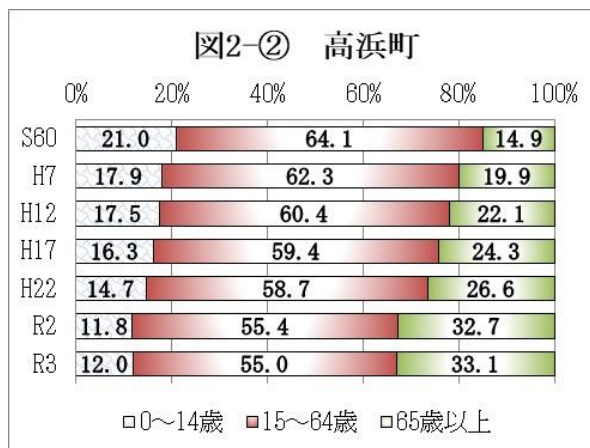
表4 市町別年齢3区分別人口の推移

小浜市	年齢3区分別人口（人）		
年	0～14歳	15～64歳	65歳以上
S60	7,012	21,906	5,093
H7	5,738	20,814	6,944
H12	5,278	20,240	7,777
H17	4,702	19,105	8,373
H22	4,254	18,249	8,695
R2	3,576	15,363	9,269
R3	3,428	15,107	9,210

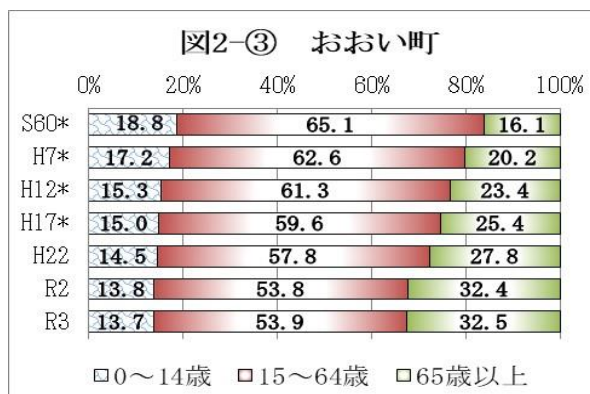
図2 市町別年齢3区分別構成割合の推移



高浜町	年齢 3 区分別人口（人）		
年	0～14 歳	15～64 歳	65 歳以上
S60	2,586	7,886	1,838
H7	2,180	7,596	2,425
H12	2,118	7,323	2,677
H17	1,894	6,908	2,826
H22	1,624	6,492	2,941
R2	1,195	5,591	3,299
R3	1,184	5,446	3,276

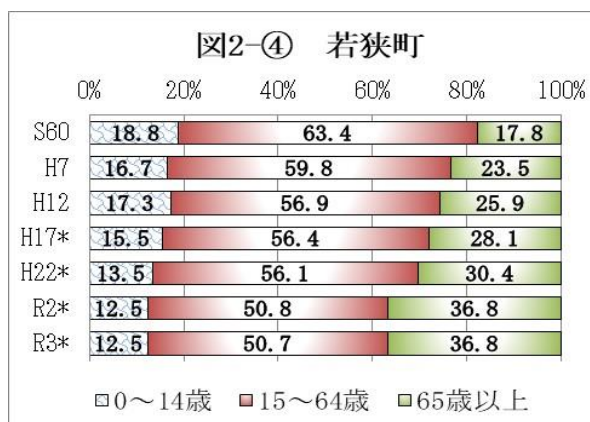


おおい町	年齢 3 区分別人口（人）		
年	0～14 歳	15～64 歳	65 歳以上
S60*	1,841	6,378	1,572
H7*	1,764	6,421	2,066
H12*	1,521	6,077	2,315
H17*	1,379	5,494	2,344
H22	1,226	4,893	2,353
R2	1,100	4,280	2,574
R3	1,075	4,228	2,548



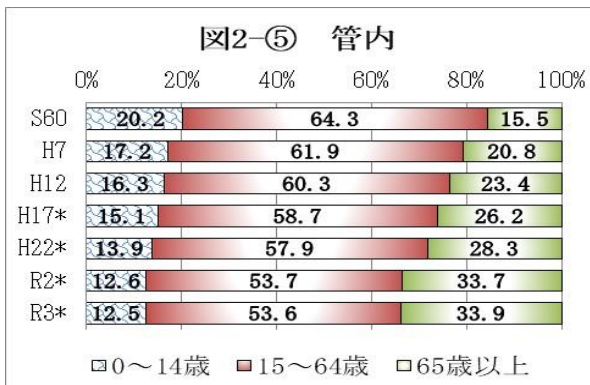
*平成17年までは名田庄村と大飯町の合算数。

若狭町	年齢 3 区分別人口（人）		
年	0～14 歳	15～64 歳	65 歳以上
S60	1,525	5,135	1,445
H7	1,345	4,831	1,901
H12	1,407	4,634	2,108
H17*	2,599	9,491	4,730
H22*	2,176	9,024	4,895
R2*	1,741	7,088	5,132
R3*	1,702	6,931	5,037



*平成12年までは上中町の人、平成17年からは旧三方町を含む。

管内	年齢 3 区分別人口（人）		
年	0～14 歳	15～64 歳	65 歳以上
S60	12,964	41,305	9,948
H7	11,027	39,662	13,336
H12	10,324	38,274	14,877
H17*	10,574	40,998	18,273
H22*	9,280	38,658	18,884
R2*	7,612	32,322	20,274
R3*	7,389	31,712	20,071



人口：政府統計総合窓口「都道府県・市区町村別主要統計表」

県統計情報課「福井県の推計人口」

注 「年齢不詳」を含まないため合計しても他の表の総数に一致しない

* 旧三方町を含む。

第2章 人口動態

1 人口動態総覧

ここ5年間の人口動態統計の概況は次の表1-1、2で示すとおりである。

表1-1

市町村名	年	人 口 (※1)	出生数(人)	2.5kg 未満 出生数(人)	死亡数(人)	自然 増加数(人)	乳児死亡 (人)	新生児 死亡(人)
			率 (人口千対)	率 (出生千対)	率 (人口千対)	率 (人口千対)	率 (出生千対)	率 (出生千対)
小 浜 市	H28	29,160	246	28	415	△169	1	1
			8.4	113.8	14.2	△5.8	4	4
	H29	28,844	231	20	439	△208	1	-
			8	86.6	15.2	△7.2	4.3	-
	H30	28,407	231	20	443	△212	2	1
			8.1	86.6	15.6	△7.5	8.7	4.3
R 元		28,222	209	20	407	△198	-	-
			7.4	95.7	14.4	△7.0	-	-
R2		29,881	224	21	371	△147	-	-
			7.5	93.8	12.4	△4.9	-	-
高 浜 町	H28	10,520	71	4	146	△75	1	1
			6.7	56.3	13.9	△7.1	14.1	14.1
	H29	10,291	88	11	137	△49	-	-
			8.6	125	13.3	△4.8	-	-
	H30	10,218	84	11	144	△60	-	-
			8.2	131	14.1	△5.9	-	-
R 元		10,125	80	8	139	△59	-	-
			7.9	100.0	13.7	△5.8	-	-
R2		10,326	73	8	128	△55	3	2
			7.1	109.6	12.4	△5.3	41.1	27.4
おおい町	H28	8,123	73	8	96	△23	-	-
			9	109.6	11.8	△2.8	-	-
	H29	8,059	75	5	115	△40	-	-
			9.3	66.7	14.3	△5.0	-	-
	H30	8,029	68	5	113	△45	-	-
			8.5	73.5	14.1	△5.6	-	-
R 元		7,985	70	9	119	△49	-	-
			8.8	128.6	14.9	△6.1	-	-
R2		7,910	71	8	80	△9	-	-
			9.0	112.7	10.1	△1.1	-	-
若 狭 町 ※4	H28	14,962	92	13	241	△149	-	-
			6.1	141.3	16.1	△10.0	-	-
	H29	14,724	93	9	225	△132	-	-
			6.3	96.8	15.3	△9.0	-	-
	H30	14,440	109	13	207	△98	-	-
			7.5	119.3	14.3	△6.8	-	-
R 元		14,138	89	8	239	△150	1	1
			6.3	89.9	16.9	△10.6	11.2	11.2
R2		14,003	97	9	235	△138	-	-
			6.9	92.8	16.8	△17.4	-	-
管 内 計 ※4	H28	62,608	482	53	898	△416	2	2
			7.7	110	14.3	△6.6	4.1	4.1
	H29	61,918	487	45	916	△429	1	-
			7.9	92.4	14.8	△6.9	2.1	-
	H30	61,039	487	45	916	△429	2	1
			8	92.4	15	△7.0	4.1	2.1
R 元		60,470	448	45	904	△456	1	1
			7.4	96.8	14.6	△7.4	2.2	2.2
R2		62,120	465	45	814	△349	3	2
			7.5	96.8	13.1	△44.1	6.5	4.3
県 計	H28	772,396	6,112	535	9,228	△3,116	16	8
			7.9	87.5	11.9	△4.0	2.6	1.3
	H29	767,343	5,856	481	9,347	△3,491	11	5
			7.6	82.1	12.2	△4.5	1.9	0.9
	H30	761,743	5,826	505	9,221	△3,395	8	2
			7.6	86.7	12.1	△4.5	1.4	0.3
R 元		755,306	5,307	472	9,593	△4,286	12	8
			7.0	88.9	12.5	△5.7	2.3	1.5
R2		766,863	5,313	483	9,286	△3,973	24	14
			6.9	90.9	12.1	△5.2	4.5	2.6

県地域福祉課「衛生統計年報人口動態統計」

表 1-2

市町村名	年	死産児数			周産期死亡			婚姻件数 (件)	離婚件数 (件)
		総数(人)	自然 死産数 (人)	人工 死産数(人)	総数(人)	満 22 週 以後の死 産数(人)	早期新 生児死 亡数(人)		
		率(*2) (出産千対)	率(*2) (出産千 対)	率(*2) (出産千対)	率(*3) (出産千対)	率(*3) (出産千対)	率 (出生千 対)	率 (人口千対)	率 (人口千対)
小浜市	H28	4 16.3	2 8.1	2 8.1	2 8.1	1 4.1	1 4.1	120 4.1	37 1.3
	H29	4 17	4 17	- -	- -	- -	- -	128 4.4	32 1.1
	H30	3 12.8	2 8.5	1 4.3	2 8.6	1 4.3	1 4.3	129 4.5	30 1.1
	R 元	3 14.2	1 4.7	2 9.4	1 4.7	1 4.7	- -	108 3.8	51 1.8
	R2	2 8.8	1 4.4	1 4.4	- -	- -	- -	102 3.4	33 1.1
高浜町	H28	4 56.3	3 42.3	1 14.1	2 28.2	1 14.1	1 14.1	50 4.8	13 1.2
	H29	3 33	2 22	1 11	- -	- -	- -	41 4	15 1.5
	H30	1 11.8	- -	1 11.8	- -	- -	- -	46 4.5	13 1.3
	R 元	2 24.4	1 12.2	1 12.2	- -	- -	- -	48 4.7	10 1.0
	R2	- -	- -	- -	1 13.7	- -	1 13.7	33 3.2	15 1.5
おおい町	H28	1 13.7	1 13.7	- -	- -	- -	- -	35 4.3	7 0.9
	H29	1 13.2	1 13.2	- -	- -	- -	- -	30 3.7	12 1.5
	H30	- -	- -	- -	- -	- -	- -	42 5.2	13 1.6
	R 元	1 14.1	- -	1 14.1	- -	- -	- -	46 5.8	6 0.8
	R2	1 13.9	1 13.9	- -	- -	- -	- -	35 4.4	8 1.0
若狭町*4	H28	1 10.9	1 10.9	- -	- -	- -	- -	62 4.1	24 1.6
	H29	1 10.6	1 10.6	- -	- -	- -	- -	60 4.1	12 0.8
	H30	1 9.1	1 9.1	- -	1 9.1	1 9.1	- -	53 3.7	17 1.2
	R 元	4 43.0	2 21.5	2 21.5	2 21.3	1 10.6	1 11.2	59 4.2	19 1.3
	R2	- -	- -	- -	- -	- -	- -	40 2.9	12 0.9
管内計*4	H28	10 20.7	7 14.5	3 6.2	4 8.2	2 4.1	2 4.1	267 4.3	81 1.3
	H29	9 18.1	8 16.1	1 2	- -	- -	- -	259 4.2	71 1.1
	H30	5 10.2	3 6.1	2 4.1	3 6.1	2 4.1	1 2.1	270 4.4	73 1.2
	R 元	10 21.8	4 8.7	6 13.1	3 6.7	2 4.4	1 2.2	261 4.3	86 1.4
	R2	3 6.4	2 4.3	1 2.1	1 2.2	- -	1 2.2	210 3.4	68 1.1
県計	H28	146 23.9	70 11.5	76 12.4	26 4.3	18 2.9	8 1.3	3,453 4.5	1,119 1.4
	H29	107 17.9	59 9.9	48 8	17 2.9	15 2.6	2 0.3	3,381 4.4	1,083 1.4
	H30	128 21.5	76 12.8	52 8.7	21 3.6	20 3.4	1 0.2	3,274 4.3	1,081 1.4
	R 元	120 22.1	55 10.1	65 12	17 3.2	11 2.1	6 1.1	3,320 4.4	1,093 1.53
	R2	93 17.2	50 9.2	43 8	22 4.1	11 2.1	11 2.1	3,029 3.9	1,052 1.4

*1 表1-1、表1-2に用いた人口：「福井県の推計人口（10月1日現在）」の総人口から外国人口を引いた推計日本人人口。

*2 出産（*2）は出生数に死産数を加えたもの。死産率＝出産（出生＋死産）千人対。

*3 出産（*3）は出生数に妊娠満22週以後の死産数を加えたもの。

周産期死亡率および満22週以後の死産率＝出産（出生＋妊娠満22週以後の死産）千人対。
 ＊４ 若狭町、管内計には旧三方町を含む。

２ 出 生

表２は、管内市町および県の出生数と出生率（人口千対）の年次推移をみたものである。

表 2

年 市町村名		S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R 元	R2
小 浜 市	出生数 (人)	517	429	385	361	358	307	262	224	231	209	224
	出生率 (人口千対)	15.3	12.7	11.4	10.8	10.8	9.3	8.2	7.6	8.1	7.4	7.5
高 浜 町	出生数 (人)	163	120	142	166	149	128	91	86	84	80	73
	出生率 (人口千対)	14.3	10.2	11.7	13.5	12.4	10.7	8.0	8.2	8.2	7.9	7.1
名 田 庄 村	出生数 (人)	30	38	34	21	28	31	19	-	-	-	-
	出生率 (人口千対)	8.8	12.1	10.8	6.9	9.0	10.5	6.9	-	-	-	-
大 飯 町	出生数 (人)	73	87	89	85	77	62	67	-	-	-	-
	出生率 (人口千対)	12.2	14.5	13.5	11.3	7.0	8.9	10.5	-	-	-	-
お お い 町	出生数 (人)	-	-	-	-	-	-	-	66	68	70	71
	出生率 (人口千対)	-	-	-	-	-	-	-	8.0	8.5	8.8	9.0
上 中 町	出生数 (人)	94	96	74	78	87	86	-	-	-	-	-
	出生率 (人口千対)	11.7	11.8	9.1	9.7	10.8	10.6	-	-	-	-	-
若 狭 町 ＊	出生数 (人)	-	-	-	-	-	-	144	101	109	89	97
	出生率 (人口千対)	-	-	-	-	-	-	8.6	6.6	7.5	6.3	6.9
管 内 計 ＊	出生数 (人)	877	770	724	711	699	614	601	477	487	448	465
	出生率 (人口千対)	14.0	12.3	11.4	11.0	10.4	9.8	8.7	7.5	8.0	7.4	7.5
県 計	出生数 (人)	12,421	10,724	10,044	8,668	8,244	8,036	7,148	6,230	5,826	5,307	5,313
	出生率 (人口千対)	16.2	13.6	12.4	10.6	10.1	9.8	8.8	8.0	7.6	7.0	6.9
	合計特殊 出生率	1.06	1.93	1.93	1.75	1.67	1.60	1.50	1.63	1.67	1.56	1.61

＊若狭町、管内計には旧三方町を含む。

3 死 亡

表 3 は、市町別に主要死因別死亡数と粗死亡率（人口千人対）をみたものである。管内の死因順位をみると第 1 位は悪性新生物、第 2 位は心疾患となっている。

表 4 は管内の死因別死亡の状況を前年度と比較したもの、表 5 および図 1 は部位別の悪性新生物の死亡状況をみたものである。

表 3 令和 2 年 市町別・主要死因別死亡数、粗死亡率 死亡数（人）、粗死亡率（％）

市 町 名 死 因	小浜市		高浜町		おおい町		若狭町*		管 内*		県 内	
	死亡数	粗死亡率	死亡数	粗死亡率	死亡数	粗死亡率	死亡数	粗死亡率	死亡数	粗死亡率	死亡数	粗死亡率
全 死 因	371	12.8	128	12.4	80	10.1	235	16.8	814	13.3	9,286	12.1
悪性新生物	101	3.5	29	2.8	21	2.7	54	3.9	205	3.3	2,336	3.0
心 疾 患	48	1.7	23	2.2	15	1.9	35	2.5	121	2.0	1,571	2.0
脳血管疾患	32	1.1	7	0.7	5	0.6	22	1.6	66	1.1	740	1.0
大動脈瘤及び解離	6	0.2	3	0.3	0	0.0	5	0.4	14	0.2	98	0.1
肺 炎	18	0.6	2	0.2	3	0.4	16	1.1	39	0.6	598	0.8
慢性閉塞性肺疾患	2	0.1	3	0.3	0	0.0	2	0.1	7	0.1	98	0.1
腎 不 全	4	0.1	2	0.2	1	0.1	3	0.2	10	0.2	199	0.3
老 衰	46	1.6	15	1.5	10	1.3	40	2.9	111	1.8	820	1.1
不慮の事故	18	0.6	1	0.1	3	0.4	6	0.4	28	0.5	321	0.4
自 殺	5	0.2	0	0	1	0.1	3	0.2	9	0.1	122	0.2

県地域福祉課「衛生統計年報人口動態統計」

* 若狭町、管内計には旧三方町を含む。

表 4 管内の死因順位第 10 位までの死因別死亡の状況

死因順位 R2	死 因	死 亡 数 （人）			死亡総数に対する割合（％）	
		R2	R 元	差引増減 (R2-R 元)	R2	R 元
	全 死 因	814	904	△ 90	100	100
1	悪性新生物	205	201	4	25.2	22.2
2	心 疾 患	121	122	△ 1	14.9	13.5
3	老 衰	111	115	△ 4	13.6	12.7
4	脳血管疾患	66	64	2	8.1	7.1
5	肺 炎	39	57	△ 18	4.8	6.3
6	不慮の事故	28	42	△ 14	3.4	4.6
7	大動脈瘤及び解離	14	24	△ 10	1.7	2.7
8	腎 不 全	10	14	△ 4	1.2	1.5
9	自 殺	9	9	0	1.1	1.0
10	慢性閉塞性肺疾患	7	6	1	0.9	0.7

表 5 令和 2 年 部位別の悪性新生物死亡状況

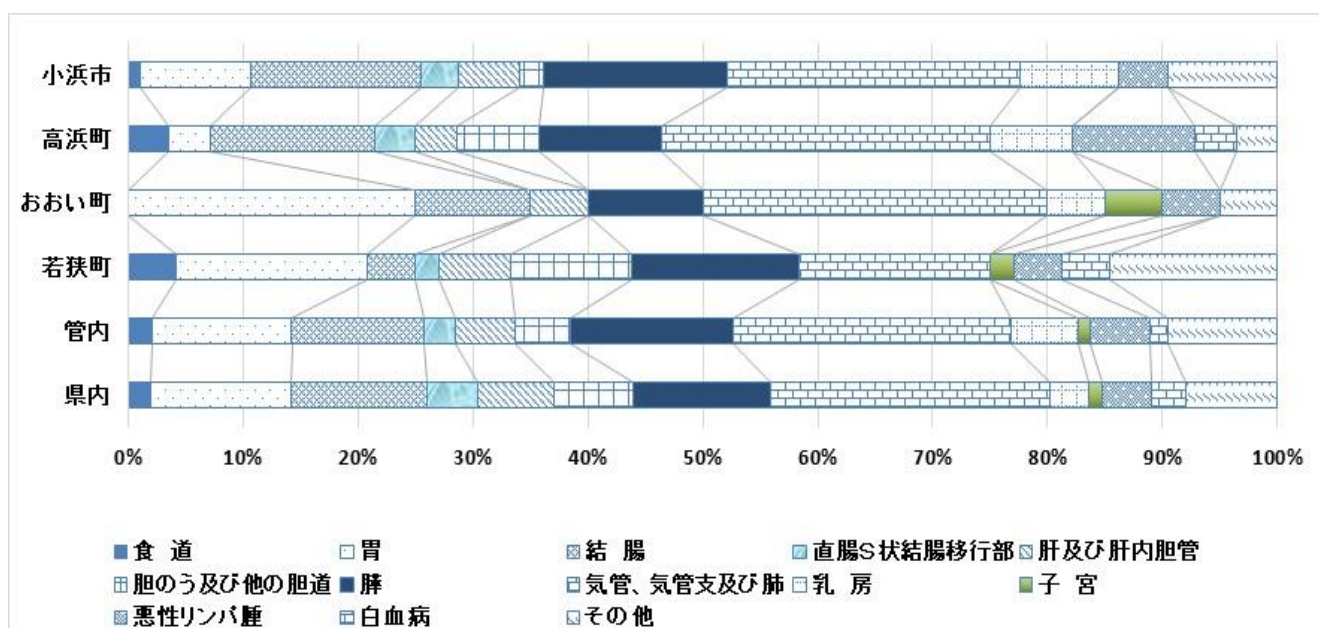
(単位：人)

種 別 市町名		食 道	胃	結 腸	直 腸 S 状 結 腸 移行部	肝 及 び 肝 内 胆 管	胆 の う 及 び 他 の 胆 道	膵	気 管 、 気 管 支 及 び 肺	乳 房	子 宮	悪 性 リン パ 腫	白 血 病	そ の 他	合 計
小浜市	男	1	6	5	2	5	1	11	19			2		7	59
	女		3	9	1		1	4	5	8		2		2	35
	計	1	9	14	3	5	2	15	24	8	0	4	0	9	94
高浜町	男	1	1		1	1			6			1		1	12
	女			4			2	3	2	2		2	1		16
	計	1	1	4	1	1	2	3	8	2	0	3	1	1	28
おおい町	男		3			1		1	2			1			8
	女		2	2				1	4	1	1			1	12
	計	0	5	2	0	1	0	2	6	1	1	1	0	1	20
若狭町*	男	2	7	1	1	2	2	3	6			2	1	3	30
	女		1	1		1	3	4	2		1		1	4	18
	計	2	8	2	1	3	5	7	8	0	1	2	2	7	48
管内*	男	4	17	6	4	9	3	15	33	0	0	6	1	11	109
	女	0	6	16	1	1	6	12	13	11	2	4	2	7	81
	計	4	23	22	5	10	9	27	46	11	2	10	3	18	190
県内	男	35	154	110	62	89	70	118	382	0	0	47	37	100	1,204
	女	7	99	135	29	49	73	132	122	70	26	42	25	65	874
	計	42	253	245	91	138	143	250	504	70	26	89	62	165	2,078

県地域福祉課「衛生統計年報人口動態統計」

* 若狭町、管内計には旧三方町を含む。

図 1 令和 2 年 部位別の悪性新生物死亡状況



第3編 福祉

第1章 生活保護

ポイント

- ・管内の保護率（人口千人あたりの保護人員）は 2.57‰で、5 年連続して 4‰を下回って推移した。
- ・保護開始世帯数は 10 世帯で、開始理由は傷病によるものが最も多かった。

1 生活保護の現状

当センターは、小浜市を除く 3 町（若狭町は旧上中町）を管轄しており、令和 3 年度の被保護世帯数は 59 世帯、被保護人員は 64 人。前年度と比較すると、被保護世帯数は減少、被保護人員は増加している。保護率は 2.57‰で、4‰を下回る水準で推移した。（表 1、図 1）

新規に保護を開始した世帯は 10 世帯で、開始理由別では傷病によるものが 8 件と最も多くなっている。高齢化に伴い傷病を患って働けなくなり預貯金を取り崩しながら生活していたが底を付いた、親族の経済的援助が途絶えたことが要因となっている。（表 2、3）

世帯類型別では、高齢世帯、傷病・障がい世帯が占める割合がそれぞれ 52.5%、30.5%と高く、医療扶助率も 84.4%と高率となっている。（表 1、4）

一方、稼働世帯はわずかに 9 世帯で、管内有効求人倍率は全国平均に比べ高いものの、移動手段が少ない、年齢、資格等の制約もあり、自立困難なケースが多くなっている。

（表 1、5）こうした中、当センターでは、ハローワークとも連携し、被保護世帯の就労促進に取り組んだ。

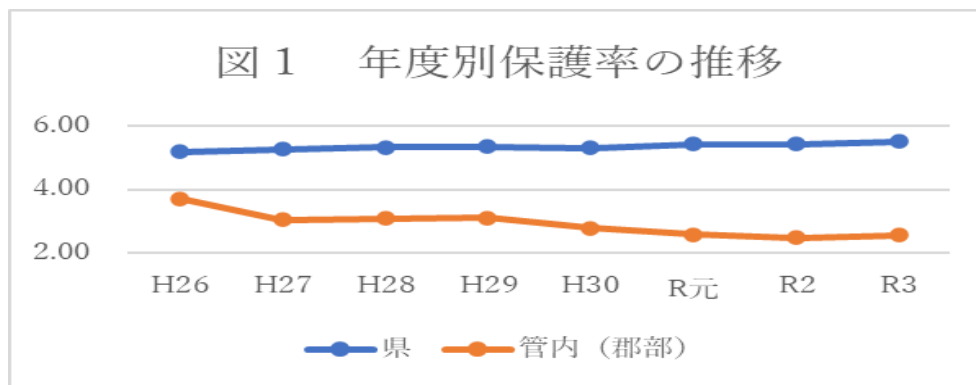
表 1 生活保護状況

種別 年度	人口 （A） （人）	被保護世帯数 （世帯）	被保護人員（B） （人）	保護率B／A （‰）	稼働世帯 （世帯）	生活扶助人員 （人）	医 療 扶 助 人 員					被保護人員のうち、医療扶助人員の占める率 C／B（％）
							総数（C） （人）	入 院			入院外 （人）	
								計 （人）	精 神 （人）	その他 （人）		
H29	26,006	69	81	3.11	7	61	78	13	5	8	65	96.3
H30	25,794	64	72	2.79	9	56	56	11	5	6	45	77.8
R 元	25,503	60	66	2.59	10	52	54	13	6	7	41	81.8
R2	25,297	60	63	2.49	9	46	48	12	5	7	36	76.2
R3	24,947	59	64	2.57	9	57	54	14	4	10	40	84.4
高浜町	10,181	32	36	3.54	6	29	30	6	1	5	24	83.3
おおい町	7,887	11	12	1.52	1	12	11	3	2	1	8	91.7
若狭町 （旧上中町）	6,879	16	16	2.33	2	16	13	5	1	4	8	81.3
小浜市	28,681	140	171	5.96								
県	760,779	3,505	4,207	5.52								

保護停止中を含む。

数値は年度平均。（各月の数値の合計を 12 カ月で除して算出）

人口は各年度 10 月 1 日現在福井県推計人口



(単位: ‰)

	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
県	5.20	5.27	5.33	5.36	5.32	5.44	5.44	5.52
管内 (郡部)	3.72	3.05	3.09	3.11	2.79	2.59	2.47	2.57

表2 保護の開始・廃止世帯数

年度	開 始	廃 止
H29	5	5
H30	8	16
R元	9	9
R2	3	5
R3	10	8

表3 保護開始および廃止の理由別件数

開 始		廃 止	
区 分	件 数	区 分	件 数
世帯主の傷病	8 (2)	収 入 増	1 (0)
老 齢 による	0 (0)	死 亡	4 (4)
預貯金・収入の減少	1 (0)	傷 病 治 癒	0 (0)
そ の 他	1 (1)	そ の 他	3 (1)
計	10 (3)	計	8 (5)

() 内は令和2年度

表4 世帯類型別被保護世帯数

年度	種別	高 齢	母 子	傷病障がい	その他	合 計
H29		35	2	25	7	69
H30		44	2	13	5	64
R元		40	1	14	5	60
R2		41	0	14	5	60
R3		31	0	18	10	59
構成比 (%)		(52.5)	(0)	(30.5)	(17.0)	(100)
	高 浜 町	20	0	5	7	32
	おおい町	3	0	7	1	11
	若 狭 町 (旧上中町)	8	0	6	2	16

表5 管内の新規・有効求人倍率の状況 (パートを含む) (資料: ハローワーク小浜)

項目	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年 4月	5月	6月	7月
新規求人倍率	2.38	2.40	2.26	2.25	1.59	2.62	2.42	2.45
有効求人倍率	1.77	1.81	1.46	1.49	1.41	1.54	1.59	1.65

第2章 生活困窮者自立支援

ポイント

- ・新規相談件数は、22件で、その内就労自立した者は1人であった。
- ・相談者の年齢は20～70代となっている。
- ・学習教室に参加した児童生徒は、5人であった。

平成27年4月に「生活困窮者自立支援法」が施行され、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援（就労準備支援・家計相談支援・学習支援）を行うことで、困窮状態からの早期脱却や貧困の連鎖の防止を図ることに努めている。

新規相談件数は22件で、男性14件、女性8件であった。また就労自立した者は1人で、男性1人であった。相談者の年齢別状況は（表1）のとおり。また、生活保護に移行した者は0件。

生活困窮に陥った背景や要因は、コロナ禍での失職や減収によるものが多く、社会福祉協議会総合支援資金特例貸付申請のための相談が22件のうち15件と68%を占めている。その他病気による失職や精神疾患等を複合的に抱えている者も多い。

また、貧困の連鎖の防止を図るため、生活保護世帯、生活困窮世帯およびひとり親世帯の小中学生を対象に学習ボランティア（教員OB等）による学習教室を開催した。（表2）

（単位：人）

表1 相談状況		受付件数	就労者数	継続支援中
性別	男	14	1	1
	女	8	－	2
	計	22	1	3
年齢別	10～30代	5	－	－
	40代	2	－	1
	50代	7	－	1
	60代	6	1	1
	70代以上	2	－	－
	計	22	1	3

表2 学習教室参加者数 (R4.3.31現在)

町別	小学生	中学生	計
高浜町	－	－	－
おおい町	2	－	2
若狭町 (旧上中町)	3	－	3
計	5	－	5

第3章 児童福祉

ポイント

- ・各市町の保育施設入所児童数は概ね定員内に収まっており、待機児童はいない。
- ・家庭相談の内容は、養育環境不良（養育の欠如、育児不安など）や子どものしつけ、発達に関する相談が多く、例年と同様の傾向が続いている。

子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために平成24年8月に制定された「子ども・子育て支援法」とその関連する法律に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域子育て支援の量の拡大や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月に本格スタートした。県においても「福井県子ども・子育て応援計画」を策定し、子育て支援のため様々な施策を実施し、県民が子どもを生き育てやすい地域社会づくりを進めている。これらの施策体系の中で、当センターでは、各市町や児童相談所とも連携し、管内の児童福祉の推進に努めている。

1 児童福祉施策の状況

（1）保育対策等

管内市町の保育施設設置状況は表1のとおりである。令和4年4月1日現在、各市町の入所児童数は概ね定員内に収まっており、待機児童はいない。

市町では保育に関する様々なニーズに対応するため、地域の実情に応じて病児デイケア（病児・病後児保育）や延長保育・乳児保育、居住地以外の保育所へ入所できるような対策を行っている。（表2）

また、保護者の冠婚葬祭や通院などの場合、保育所に入所していない児童の一時的な預かりに対し利用料を助成する「すみずみ子育てサポート事業」を実施している。（表3）

なお、家庭での養育が困難な児童等に対しては児童福祉施設等に保護し、自立に向けた支援を行っている。（表4）

表1 管内保育施設設置状況

（R4.4.1現在）

種別 設置主体	保 育 所			認定こども園		
	施設数	定員 (人)	現員 (人)	施設数	定員 (人)	現員 (人)
小 浜 市		10	700			
	小規模保育施設	1	19	3	455	398
	事業所内保育施設	2	38			
高 浜 町		2	165	2	215	175
	小規模保育施設	1	13			
おおい町		-	-	4	390	327
若狭町 (旧上中町)	4	315	211	-	-	-
合 計		20	1,250	9	1,060	900

表 2 病児デイケア実施施設

市 町 名	施 設 名	病児保育	病後児保育
小 浜 市	杉田玄白記念 公立小浜病院	—	○
	中山クリニック	○	○
高 浜 町	若狭高浜病院	○	○
おおい町	おおい町保健・医療・福祉 総合施設診療所	○	○
若 狭 町 (旧上中町)	若狭町国民健康保険 上中診療所	○	○

表 3 すみずみ子育てサポート事業実施団体

実施団体名	一時保育	送迎	生活支援	利用できる市町
NPO法人わくわくらぶ	○	—	—	小浜市・おおい町・高浜町・若狭町
三びきのこぶた保育園	○	—	—	小浜市
若狭町シルバー人材センター	○	—	—	若狭町

表 4 管内からの児童福祉施設入所状況

(単位：人) (各年度末現在)

種 別	施 設 名	所在地	H29	H30	R 元	R2	R3
乳 児 院	白梅学園	敦賀市	0	1	1	1	0
児童養護施設	白梅学園	敦賀市	4	3	3	2	1
	一陽*	越前市	1	1	1	0	0
	吉江学園	鯖江市	0	1	1	0	0
合 計			5	6	6	3	1

※小浜市を除く。

*平成23年4月1日から施設名変更(旧 進修学園)

(2) 子育てマイスター

子育てに関係が深い保育士や看護師等の有資格者を、子育てマイスターとして登録し、子育て中の親が地域で気軽に相談できる体制づくりを進めている。(表5)

また、子育てマイスターを対象に研修会を開催し、子育てに関する知識を深め、活動する際の留意点を学ぶことで自主的・積極的な活動ができるよう支援している。

表 5 子育てマイスター登録数

(R4.4.1 現在)

資 格	小浜市	高浜町	おおい町	若 狭 町 (旧上中町)	管内計
保育士・看護師 助産師等	18 人	8 人	3 人	0 人	29 人

2 家庭相談の状況

近年、児童を取り巻く環境は大きく変化してきており、地域の連帯感や人間関係の希薄化により家庭の養育機能が脆弱化し、児童虐待件数は年々増加している。

このような中、平成28年に母子保健法および児童福祉関連法が改正され、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の取組みが始まった。また、市町では「要保護児童対策地域協

議会」が窓口となって児童虐待や養育困難な家庭への対応や支援を行っているが、法改正によって相談体制が強化された。当センターも管内の町と連携し、養育困難家庭への支援を行っている。(表6)

表 6 種別家庭児童相談件数 (実件数)

(単位：件)

種別 年度	養護相談		保 健 相 談	障がい相談		非行相談		育成相談				そ の 他	合 計
	児 童 虐 待	そ の 他		視 聴 覚 障 がい	肢 体 不 自 由 発 達 障 がい	知 能 ・ 言 語	ぐ 犯 行 為 等	触 法 行 為 等	性 格 行 動	不 登 校	適 性 相 談		
R 元	2	93	-	2	3	-	-	-	25	-	15	5	145
R2	8	19	4	2	1	-	-	10	6	-	18	9	77
R3	15	29	3	1	-	-	-	12	5	-	15	19	99

※小浜市を除く。

第4章 障がい者福祉

ポイント

- ・身体障害者手帳所持者数について、障がい種類別では肢体不自由が最も多く、次いで内部障がいが多い。

平成24年4月に「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に改正された。障害者総合支援法は、障がい者の範囲に難病等を追加、障がい程度区分を標準的な支援の度合いを総合的に示す障がい支援区分に変更、重度訪問介護の対象を拡大するなど障がい者に対する支援の充実、サービス基盤の計画的整備などについて制定された。

管内においては、若狭地区および若狭町・美浜町地域障害児者自立支援協議会が設置されており、研修会等を通して障がい者等のニーズの把握、障がい福祉サービスの充足状況など問題点の把握と支援に努めている。

1 身体障がい者の状況

身体障害者手帳所持者数は令和3年度末現在 2,829人であり、前年度比で10人増加した。内訳をみると、肢体不自由が最も多く、次いで内部障がいが多い。（表1）

表1 身体障害者手帳交付状況 （単位：人）（R4.3.31現在）

年度		H29	H30	R 元	R2	R 3				
種別						管内計	小浜市	高浜町	おおい町	若狭町 (旧上中町)
視 覚		201	179	182	179	182	105	33	25	19
聴覚・ 平衡	聴 覚	203	192	205	200	200	115	25	23	37
	平 衡		1	1	1	1	1			
	小 計	203	193	206	201	201	116	25	23	37
音声・言語・そしゃく		29	29	29	32	30	17	6	3	4
肢体不自由	上 肢	477	454	442	441	453	233	73	76	71
	下 肢	941	920	910	896	879	416	172	179	112
	体 幹	144	135	129	126	119	70	17	15	17
	運動上肢	14	13	12	12	13	6	2	5	
	運動移動	11	12	12	12	12	8	2	1	1
	小 計	1,587	1,534	1,505	1,487	1,476	733	266	276	201
内部障害	心 臓	553	548	544	551	554	285	94	91	84
	腎 臓	151	158	159	166	173	106	22	22	23
	呼吸器	37	44	44	44	49	28	11	8	2
	ぼ・直・小 免・肝	145	146	159	159	164	95	22	32	15
	小 計	886	896	906	920	940	514	149	153	124
合 計		2,906	2,831	2,828	2,819	2,829	1,485	479	480	385

障がい区分は主な障がい名で集計

2 特別障害者手当等の支給

特別障害者手当は、20 歳以上で心身に重度の障がい（1、2 級程度）を複数持つ方および単一の重度障がいにあつては日常生活において常時の介護を必要とする在宅の方を対象としている。

障害児福祉手当は、20 歳未満で心身に重度の障がい（身体障害 1、2 級程度、療育 A1 程度）があり、日常生活において常時介護を必要とする在宅の方を対象としている。

経過措置福祉手当は、昭和 61 年 3 月 31 日現在、国の制度の福祉手当を受給していた 20 歳以上の人で、特別障害者手当、障害基礎年金のいずれも支給を受けられなかった人に支給されており、新規の受付申請はない。（表 2）

表 2 特別障害者手当等受給者数の推移 (単位：人) (R4. 3. 31 現在)

種別	年度		H29	H30	R 元	R2	R3			
							管内計	高浜町	おおい町	若狭町 (旧上中町)
特別障害者手当			11	13	13	15	15	10	3	2
障害児福祉手当			8	7	6	5	6	2	2	2
経過措置福祉手当			3	3	2	2	2	1	0	1

3 福祉のまちづくり

(1) 福祉のまちづくり条例

平成 8 年に施行されたこの条例は、障がい者、高齢者等を含むすべての人が自らの意思で自由に行動し、社会に参加、および交流することができる豊かな地域社会の実現を目的とし、公益的施設等の整備を進めていこうとするものである。

この条例による施設整備基準は旧ハートビル法に準じた高い基準となっており、適合のためには様々な整備を行うことが必要である。

令和 3 年度は届出数 2 件、適合証交付施設は 0 件であった。（表 3）

表 3 福祉のまちづくり条例 特定施設の届出・適合状況 (単位：件) (R4. 3. 31 現在)

年度	H29			H30			H31			R2			R3		
区分	届出数		適合証 交付数	届出数		適合証 交付数	届出数		適合証 交付数	届出数		適合証 交付数	届出数		適合証 交付数
	新築	増改築		新築	増改築		新築	増改築		新築	増改築		新築	増改築	
件数	5	1	0	7	0	3	5	2	2	4	0	2	2	0	0

(2) ハートフル専用パーキング利用証制度

県では公共施設やショッピングセンターなどの身体障がい者用駐車場の適正利用を進めるため、平成 19 年 10 月から「ハートフル専用パーキング（身体障がい者等用駐車場）利用証制度」を実施している。この制度は、歩行困難者や妊産婦等、真に必要としている人のために駐車場を確保していくことを目的としている。また、県が利用証を交付してハ

ートフル専用パーキングを利用できる人を明確にし、交付を受けた方が駐車時に利用証を掲示することで、利用が適正であることを示すことができるようになっている。

令和３年度末現在の協定施設数、利用証交付数は表４のとおりである。

表４ ハートフル専用パーキング利用証制度

(R4.3.31 現在)

	管 内 計	小 浜 市	高 浜 町	おおい町	若 狭 町 (旧上中町)
公立公益施設	37	19	5	11	2
民間協力施設	35	22	6	0	7
利用証交付数	540	306	83	80	71

(３) バリアフリー表示証制度

県では施設のバリアフリー化をより一層促進するため、平成 24 年 6 月から「バリアフリー表示証制度」を実施している。この制度は、福井県福祉のまちづくり条例に基づき、施設のバリアフリー状況を絵文字で表した表示証（ステッカー）を交付し、施設のバリアフリー整備状況を利用者にわかりやすく情報提供するという制度である。

令和３年度末現在の表示証交付数は表５のとおりである。

表５ バリアフリー表示証制度

(R4.3.31 現在)

	管 内 計	小 浜 市	おおい町	高 浜 町	若 狭 町 (旧上中町)
表示証交付数	41	23	4	9	5

第5章 母子・父子・寡婦福祉

ポイント

相談支援の内容は、母子福祉資金の貸付、償還に関することと子の教育に関することが多かった。

当センターでは母子・父子自立支援員が母子家庭等の自立・就業に主眼を置いた子育て、生活支援、就業支援、養育費の確保、経済的支援など総合的な相談支援を行っている。

相談支援の内容は、令和3年度も母子福祉資金の貸付・償還に関することが多かった。
また、平成26年10月から、父子家庭も貸付の対象となり、令和2年度は1件の相談があった。

表1 相談受付件数および回数

種別 年度		生 活 一 般						児 童					生 活 援 護										そ の 他	合 計
		住 宅	医 療	家 庭	就 労	結 婚	そ の 他	養 育	教 育	非 行	就 職	そ の 他	社 母 子 福		社 寡 婦 金		社 父 子 福 金		児 扶	生 活 保 護	そ の 他			
													貸付	償還	貸付	償還	貸付	償還						
H29	相談件数	-	-	-	4	-	1	-	1	-	-	-	6	34	-	-	-	-	-	-	-	9	2	57
	相談回数	-	-	-	7	-	1	-	1	-	-	-	8	49	-	-	-	-	-	-	-	12	2	80
H30	相談件数	-	-	1	1	-	-	-	5	-	-	-	16	25	-	-	-	-	1	-	-	6	4	59
	相談回数	-	-	1	1	-	-	-	5	-	-	-	16	32	-	-	-	-	1	-	-	11	7	74
R 元	相談件数	-	-	-	6	-	-	-	2	-	-	-	4	21	-	-	-	-	-	-	-	2	4	39
	相談回数	-	-	-	6	-	-	-	2	-	-	-	4	30	-	-	-	-	-	-	-	2	5	49
R2	相談件数	-	-	-	4	-	1	-	3	-	-	-	5	20	-	-	1	-	1	-	-	3	-	38
	相談回数	-	-	-	5	-	1	-	3	-	-	-	8	27	-	-	1	-	1	-	-	3	-	49
R3	相談件数	-	-	-	4	-	1	-	1	-	-	-	3	15	-	-	-	-	-	-	-	2	-	26
	相談回数	-	-	-	9	-	1	-	1	-	-	-	4	22	-	-	-	-	-	-	-	2	-	39

※小浜市を除く。

表2 母子寡婦福祉資金貸付状況

(単位：千円)

年度	種別	H29		H30		R元		R2		R3	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
	事業開始資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	就学支度資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	修学資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	修業資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	就職支度資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	生活資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	住宅資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※小浜市を除く。

第6章 女性福祉

ポイント

女性相談件数はやや減少。相談主訴別にみると、夫等の暴力の相談（DV相談）は50%で相談件数の半数を占めるが、相談件数は減少。コロナの影響による相談もなかった。

女性福祉は、「売春防止法」「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」、「人身取引対策行動計画」、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」を根拠法として、困難な問題を抱える女性の相談、支援を行っている。

相談件数の約半数を占めるDV相談について、当センターは、『配偶者暴力相談支援センター』として、配偶者からの暴力被害者の保護（被害者の同伴児を含む）・自立支援を、警察や管内市町等関係機関と連携を図り実施している。

相談経路別にみると、本人自身からの相談は52%。相談主訴別では、DV相談は50%となっている。（表1・2）

表1 管内女性相談経路別相談受付件数

（単位：件）

種別 年度	本人自身	警察関係	法務関係	他の相談員	医療関係	縁故者・知人	その他	合 計
H29	31	2	1	6	-	2	26	68
H30	38	-	1	-	-	1	31	71
R 元	35	1	2	3	2	-	47	90
R2	20	-	-	1	3	-	41	65
R3	32	-	-	1	-	-	29	62

表2 女性相談主訴別相談受付件数

（単位：件）

種別 年度	施設入所	家庭問題		経済問題	職業問題	住宅問題	性の問題	その他	合 計
		夫等の暴力 (DV)	その他						
H29	-	33	13	-	-	-	-	22	68
H30	-	51	12	-	-	-	-	8	71
R 元	-	53	29	4	-	1	-	3	90
R2	-	29	17	12	-	-	-	7	65
R3	-	31	14	10	-	1	-	6	62
小浜市	-	19	11	-	-	-	-	2	32
高浜町	-	6	2	10	-	1	-	4	23
おおい町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
若狭町 (旧上中町)	-	6	1	-	-	-	-	-	7

第4編 保 健

第1章 感染症

ポイント

- ・令和元年12月に中国武漢で発生した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、世界中で猛威をふるい、令和2年10月には管内でも初めての感染者が確認され、令和3年度時点では181人（県内2,759人）の届出があった。刻々と変化する社会情勢の中、国や県では発熱患者等の相談・検査体制や医療体制を整備し、当センターでは、積極的疫学調査や濃厚接触者の特定、検体や患者搬送、施設への指導の他、医療機関や薬局の調整や体制整備に向けた連携会議など、感染拡大防止のために全所体制で対応した。

1 感染症法の現状

平成19年4月に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下感染症法という）が改正され、病原体の管理体制の確立や、感染症の分類の見直し、新たな届出対象疾患の追加が行われた。

平成27年1月に、「鳥インフルエンザ（H7N9）」、「中東呼吸器症候群（MERS）」が二類感染症へ追加された。平成28年から、急性灰白髄炎やデング熱、レジオネラ症、黄熱などについて、感染症法の届出の基準等の一部改正された。

平成29年から、感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針に新型インフルエンザ等感染症に係る記載が新たに加わった。また、百日咳が五類感染症（全数把握対象疾患）へと改正になった。

全世界的に深刻な問題となっている薬剤耐性について、医療機関や薬局における抗微生物薬の適切な処方を支援することにより、薬剤耐性を抑制することを目的として、平成29年6月1日に厚生労働省において作成された「抗微生物薬適正使用の手引き第一版」が公開された。

令和元年5月1日に感染症法施行規則の一部を改正する省令が交付され、「急性弛緩性麻痺（ポリオを除く）」が五類感染症に追加された。

令和2年1月28日に「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）」が指定感染症として位置づけられ、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和3年2月13日に感染症法の一部改正され、指定感染症から、「新型インフルエンザ等感染症」に変更された。また、緊急事態宣言の対象区域で、都道府県知事が飲食店などの事業者に対して休業要請や短時間営業を命令可能となる（特措法）ほか、感染者が入院拒否・入院先から逃走時の罰則（過料）、保健所の調査への拒否に対する罰則（過料）が定められた。

2 感染症対策

（1）感染症発生動向調査（感染症サーベイランス事業）の実施

感染症流行予測を行い効果的な予防対策の推進を図るため、管内の小児科2定点医療機関（インフルエンザについてのみ3定点医療機関）から週単位・月単位に患者数の報告を受け、県下の集計分析結果を管内市町・医療機関等に広く還元している。（表1）

また、令和元年には小児科定点医療機関が変更された。

表 1 定点報告患者数

(単位：人)

年	H29		H30		R 元		R2		R3	
疾患名	管内	県内	管内	県内	管内	県内	管内	県内	管内	県内
インフルエンザ	640	13,32	702	12,36	1,465	12,82	494	4,976	0	0
RS ウイルス感染症	31	1,329	30	930	93	1,241	4	104	348	2,805
咽頭結膜熱	11	635	22	725	67	1,048	43	451	25	424
1572A 群溶血性レンサ球菌咽	68	2,921	42	3,503	194	3,090	123	1,572	78	734
感染性胃腸炎	108	7,875	124	7,559	460	7,599	307	3,823	260	5,161
水 痘	7	391	7	361	22	435	7	151	25	135
手足口病	101	3,824	16	670	446	4,396	4	76	53	173
伝染性紅斑	1	28	1	67	105	931	89	381	-	7
突発性発疹	22	399	26	462	44	484	75	412	107	468
百日咳	0	32	-	-	-	-	-	-	-	-
ヘルパンギーナ	33	569	15	392	19	786	14	137	8	332
流行性耳下腺炎	10	355	2	237	5	94	4	40	-	32

※百日咳は平成 30 年から全数報告となった。

(2) 感染症発生届出・集団発生報告状況

感染症法第 12 条に基づき、医師は一類感染症から四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者又は無症状病原体保有者及び新感染症にかかっていると疑われる者、五類感染症(厚生労働省令で定める五類感染症の無症状病原体保有者を含む)と診断した場合は、保健所に届出がある。

管内の感染症発生届出件数は表 2 のとおりである。届出を受け保健所は、感染症法に基づき、入院勧告、就業制限、消毒命令、接触者の健康診断、二次感染予防の指導を行っている。

社会福祉施設等からの集団発生報告状況は表 3 のとおりである。集団発生報告を受け、調査により原因や感染経路を究明し、感染拡大を防止するための指導を行っている。

表 2 感染症発生届出件数

		H29	H30	R 元	R2	R3
二類	結核	12	13	2	6	13
三類	腸管出血性大腸菌感染症	1	2		7	
四類	レジオネラ症	1				1
五類	アメーバ赤痢			1		
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症					
	侵襲性肺炎球菌感染症	3	3	5	2	2
	カルバペネム耐性腸内細菌感染症	2	2	1	3	
	梅毒		1			
	麻しん		1※取下げ			
	風しん		1※取下げ			
	日本紅斑熱					1
新 型 イ ン フ ル エ ン ザ 等 感 染 症	新型コロナウイルス感染症	-	-	-	14	181

表 3 集団発生報告状況

	H29		H30		R 元		R2		R3	
	件数	原因	件数	原因	件数	原因	件数	原因	件数	原因
高齢者・障がい施設	1	インフルエンザ ⁴ 感染性胃腸炎 ²	4	インフルエンザ ⁴	5	インフルエンザ ⁴ 感染性胃腸炎 ¹	0		0	
児童福祉・学校	5	インフルエンザ ⁵ 原因不明 ¹	14	インフルエンザ ¹⁰ 感染性胃腸炎 ³ ヒトメタニューモ ¹	15	インフルエンザ ¹⁰ 感染性胃腸炎 ⁵	0		4	RS ウイルス ⁴
医療機関	2	インフルエンザ ³ 感染性胃腸炎 ¹	2	インフルエンザ ²	1	インフルエンザ ¹	0		0	
その他	2				1	インフルエンザ ¹	0		1	新型コロナウイルス感染症 ¹
合計	10	インフルエンザ ¹² 感染性胃腸炎 ³ 原因不明 ¹	20	インフルエンザ ¹⁶ 感染性胃腸炎 ³ ヒトメタニューモ ¹	22	インフルエンザ ¹⁶ 感染性胃腸炎 ⁶	0		5	RS ウイルス ⁴ 新型コロナウイルス感染症 ¹

（３）エイズ・肝炎対策

エイズに関する正しい知識の普及啓発とともに HIV 感染者の早期発見およびエイズのまん延防止を図るため、面接や電話による相談指導や HIV 抗体検査を実施している。（表 4）

また、平成 18 年 11 月からエイズ相談検査日に併せて、B 型肝炎・C 型肝炎の検査も実施している。（表 5）

表 4 エイズ相談・抗体検査件数（単位：件）

年度 件数	H29	H30	R 元	R2	R3
抗体検査件数	13	17	17	13	5

表 5 肝炎相談・検査件数（単位：件）

年度 件数		H29	H30	R 元	R2	R3
B 型肝炎	抗原検査件数	12	18	15	12	5
C 型肝炎	抗体検査件数	12	18	15	12	5

（４）福井県肝炎治療特別促進事業

B 型肝炎および C 型肝炎は、インターフェロン治療、インターフェロンフリー治療、核酸アナログ製剤治療等により、その後の肝硬変、肝がんといった重篤な病態を防ぐことが可能な疾患である。

平成 20 年 4 月 1 日から「福井県肝炎治療特別促進事業実施要綱」に基づき、肝炎の早期治療の促進、将来の肝硬変・肝がんの予防および肝炎ウイルスの感染防止、ひいては県民の健康の保持・増進を図ることを目的として肝炎治療に係る医療費の助成を開始した。

（表 6）

表 6 肝炎医療費助成受給決定者数の推移（単位：件）

年度 区分	H29	H30	R 元	R2	R3
インターフェロン治療（3 剤併用を除く）	－	－	－	－	－
核酸アナログ治療	14	17	18	10	22
インターフェロン治療（3 剤併用療法）	－	－	－	－	－
インターフェロンフリー治療（新規）	9	8	12	9	3
インターフェロンフリー治療（再治療）	－	1	－	－	－
合計	23	26	30	19	25

（５）情報発信

感染症の発生・まん延を防止することを目的とし、平成 17 年度から感染症等情報紙「はっする」を関係機関（133 機関）に奇数月および臨時に発行し、感染予防対策や発生状況、最新のトピックス等について情報提供をしている。（表 7）

表 7 感染症等情報紙「はっする」発行状況

発行月	内 容
5 月（第 180 号）	新型コロナウイルス感染症 「ワクチン接種開始」
7 月（第 181 号）	RS ウイルス感染症、ダニ媒介感染症、食中毒について
9 月（第 182 号）	新型コロナウイルス感染症「発症・重症化予防について」
11 月（第 183 号）	新型コロナウイルス感染症「第 6 波に備えて」
号外（2 回）	12 月 21 日：学校関係者の皆さまへ 12 月 27 日：年末年始の緊急連絡先

（6）感染症普及啓発事業（ライフステージ別感染症教室）

ライフステージ別感染症教室として研修会・出前講座等を開催し、感染症に関する正しい知識の普及啓発を図っている。（表 8）

表 8 ライフステージ別感染症教室

開 催 日	内 容	参 加 者
6 月 28 日	◆感染症予防研修会 1. 講義 「新型コロナウイルス感染症対策について」 講師 若狭健康福祉センター 地域保健課職員 2. 演習 新型コロナウイルス感染症発生時の施設での対応について	管内高齢者福祉施設、医療機関 16 機関
10 月 8 日	◆訪問指導 「老人福祉施設 もみじの里」 ラウンドを通して施設内の感染対策の確認	福祉施設職員、 感染管理看護師、県長寿福祉課職員、若狭健康福祉センター職員 計 8 名
11 月 15 日	◆出前講座 「若狭地区建設業界」 講演 「新型コロナウイルス感染症対策」 講師 若狭健康福祉センター 地域保健課職員	建築業管理者等 計 50 名
11 月 16 日	◆出前講座 「若狭つくし会」 講義 「見直してみよう感染症対策」 講師 若狭健康福祉センター 地域保健課職員	障がい者施設職員 計 20 名
11 月 26 日	◆訪問指導 「介護老人保健施設なごみ」 ラウンドを通して施設内の感染対策の確認	福祉施設職員、 感染管理看護師、県長寿福祉課職員、若狭健康福祉センター職員 計 5 名
12 月 16 日	◆養護教諭研修会 1. 質疑応答 学校での新型コロナウイルス感染症対策について 講師 若狭健康福祉センター 地域保健課職員	大飯郡養護教諭 計 11 名

（７）感染症に関する連携会議

健康福祉センターと市町等の関係機関が緊密に連携して、平時および緊急時の感染症対策を円滑に行えるよう連携会議を開催している。（表9）

表 9 感染症連携会議開催

開催日	内 容	参加機関
8 月 2 日	若狭地域 市町との感染症および防疫対策連携会議 1. 感染症予防対策の現状報告および緊急時の連携体制 2. 意見交換「新型コロナウイルス感染症に備えた避難所運営について」	管内市町（保健・福祉・防災担当課） 計 11 名

（８）新型インフルエンザ等（新型コロナウイルス感染症）対策

令和元年 12 月に中国武漢で発生した新型コロナウイルス感染症（COVID - 19）について、国や県では緊急事態宣言対策区域における住民の行動制限等が発令や、県内では県民行動指針が示された。当センターでは、感染症指定医療機関との入院受け入れに係る体制整備、医療機関や消防本部、市町等関係機関との連携による患者搬送体制、医療体制、相談体制の整備に向け協議を行った。

① 県内の相談体制・医療体制

- 令和 2 年 1 月 30 日 県内 7 保健所に「相談窓口」を設置
 2 月 7 日 県内 7 保健所に「帰国者・接触者相談センター」を設置
 2 次医療機関ごとに「帰国者接触者外来」を設置
 2 月 18 日 相談窓口の 24 時間体制
 4 月 21 日 県産科医療機関で妊婦に対する PCR 検査体制を整備
 8 月 3 日 県庁に県内の相談業務を集約化した「帰国者・接触者相談総合センター」を設置
 11 月 1 日 かかりつけ医や最寄りの医療機関で抗原検査や電話相談が可能
 「受診・相談センター」に名称変更
 令和 4 年 1 月 県庁に県内の陽性者と濃厚接触者の健康観察・受診調整を行う
 「陽性者・接触者サポートセンター」を設置

②新型コロナウイルスワクチン接種に関する市町支援

新型コロナウイルスワクチン接種順位が、医療従事者、65 歳以上の高齢者、高齢者施設等従事者、基礎疾患のある者、それ以外の者と決定された。

令和 3 年 2 月から先行して医療従事者向けの接種が開始された。医療従事者以外の住民接種の実施主体は、市町が担うこととなり、令和 3 年 4 月から開始された。県ではワクチン接種対策チームを設置、各市町に市町支援員を設置する等と体制整備を図ることとなった。

若狭地域では、円滑な実施に向けて、管内 4 市町、小浜医師会、医療機関等と情報共有や会議を実施した。（表 10）

表 10 会議、情報交換会の開催

月日・場所	内容	参加者
令和 3 年 4 月 22 日 若 狭 健 康 福 祉 セ ン タ ー 大会議室	若狭管内市町予防接種担当者情報交換会 1. 高齢者接種の進捗状況について 2. 64 歳以下基礎疾患の住民の選定について	管内市町、当センター 計 13 名
令和 3 年 5 月 27 日 公 立 小 浜 病 院 大会議室	若狭地域新型コロナウイルス感染症地域調 整会議（第 1 回） 1. 新型コロナウイルスワクチン接種体制の 進捗状況について 2. 高齢者への集団・個別接種状況について 3. 基礎疾患を有する者等への接種体制につ いて	小浜医師会、医療機関、 管内市町、県（新型コ ロナウイルス感染拡大 防止チーム）、当センタ ー 計 50 名

第2章 結核

ポイント

- ・令和3年に新たに結核患者として登録された者は13人で、そのうち潜在性結核患者数は10人いた。
- ・年齢別としては、10歳未満が6人、10歳台が1人、20歳台が1人、30歳台が1人、40歳台が1人、70歳台が1人、90歳台が2人であった。

1 結核対策の現状

世界では、総人口の約4分の1が既に結核に感染しており、死亡原因トップ10の1つである。日本でも、1950年代までは「国民病」「亡国病」と恐れられ、50年前までは死亡原因の第1位であった。医療や生活水準の向上により服薬による治療が可能な時代になったが、今も毎日約35人が新たに発病し、5人が死亡している。

現在、結核を新たに発病する人の4割近くを80歳以上が占めている。1950年代の全国的な流行で多くの人々が結核菌に感染したが、その世代が高齢になり免疫力が衰えて、結核を発病しているケースが多くみられる。

平成28年11月25日から、潜在性結核感染症の患者で、保健所長が経過観察を必要と認める者以外は、2年以内でも結核登録票から除外することができるようになった。

結核登録患者の状況

管内での令和3年の新登録結核患者数は13人であり、そのうち、80歳以上の高齢者は2人であった。(表1)

表1 令和3年新登録結核患者(活動性・年齢階級別・性別) (単位:人)

種 別	肺結核活動性						肺外結核活動性		潜在性結核感染症		合計			
	喀痰塗抹陽性		その他の結核菌陽性		菌陰性・その他									
	年齢別	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	計
0～4 歳										4		4		4
5～9 歳										2		2		2
10～14 歳											1		1	1
15～19 歳														
20～29 歳										1		1		1
30～39 歳	1											1		1
40～49 歳											1		1	1
50～59 歳														
60～69 歳														
70～79 歳										1		1		1
80 歳～	1				1							1	1	2
計		2			1					4	6	6	7	13

年末時登録者数は表 3 のとおりである。

表 2 新登録結核患者の推移（市町別）

（単位：人）

市町名	年	H29	H30	R 元	R2	R3
小 浜 市		9	7	1	2	4
高 浜 町		2	2	1	2	3
おおい町		0	2	0	1	6
若 狭 町		1	2	0	1	0
管 内		12	13	2	6	13
県 内		140	118	91	86	79
全 国		24,044	23,004	22,144	18,314	11,519

（潜在性結核感染症患者を含む）

表 3 結核患者の年末現在登録者数

（単位：人）

年		H29	H30	R 元	R2	R3
総 数		23	19	6	10	10
肺結核 活動性	喀痰塗抹陽性	1	3	3	1	1
	その他の結核菌陽性	0	1	0	1	1
	菌陰性・その他	1	1	0	1	0
肺 外 結 核 活 動 性		1	2	2	0	0
不 活 動 性 結 核		12	10	0	6	5
活 動 性 不 明		1	0	0	0	0
潜 在 性 結 核 感 染 症		6	4	0	1	3

2 結核対策事業

（１）結核健康診断

① 定期健康診断

定期の健康診断は事業所・学校・施設においてはその長が、それ以外の一般住民については市町村長が実施義務者となって行われる。対象者は、患者接触者以外で結核罹患率の高い人々（高齢などのハイリスク者）、発病すると周囲に感染を広げるおそれのある職業従事者（医療従事者、教育関係者等）、高校生以上の学校入学者である。

当センターでは、管内における健康診断の実施状況を把握し、結核予防に努めている。（表 4）

表 4 令和 3 年度定期健康診断実施状況

区分	対象施設数	対象者数	実施者数	実施率	患者発見数
事業者	70	2729	2702	99.0	0
学校長	5	450	449	99.8	0
施設長	10	472	472	100	0
市町村長	4	19,966	3,183	16.0	0

① 接触者健診、精密検査（管理検診）

接触者健診は患者家族およびその他の接触者の感染や発病の有無を確認するため、また感染源の調査のために実施している。令和３年度の接触者健診の実施件数（延べ）173件であった。

精密検査（管理検診）は結核患者の治療終了後２年間、結核の再発早期発見のため実施している。令和３年度の精密検査の実施件数（延べ）は10件であった。

また、平成２３年度から接触者健診、精密検査の一部外部委託が開始された。令和３年度は胸部 X 線検査 17 件（うち接触者健診 7 件、精密検査 10 件）、ツベルクリン反応検査 13 件、IGRA 検査 13 件を医療機関に委託し実施した。（表 5）

※委託医療機関： 杉田玄白記念公立小浜病院
独立行政法人地域医療機能推進機構若狭高浜病院
おおい町保健・医療・福祉総合施設診療所
しんたにクリニック

表 5 令和３年度 接触者健診、精密検査の実施件数（単位：延べ件）

種別 区分	ツベルクリン反応検査		IGRA 検査		胸部 X 線検査	
	実施場所	保健所 委託 医療機関	保健所 委託 医療機関	保健所 委託 医療機関	保健所 委託 医療機関	保健所 委託 医療機関
接触者健診	0	13	160	13	0	7
精密検査					0	10

（２）新登録結核患者発見方法

発見方法別では、新登録結核患者の３人が医療機関を受診して発見された。潜在性結核感染症では、８人が接触者健診にて発見された。（表 6）

表 6 令和３年新登録結核患者（発見方法別）（単位：人）

種別 区分	総 数	肺 結 核 活 動 性				肺外結核 活動性	(別掲) 潜在性 結核感染症
		登録時喀痰 塗抹陽性		その他の 結核菌陽性	菌陰性・ その他		
		初回 治療	再治療				
総 数	13	2		1			10
個別健康診断							
定 期 健 診	2						2
接 触 者 健 診	8						8
医療機関受診	3	2		1			

（３）結核患者訪問指導

登録した患者については、保健師による訪問指導を行っており、令和３年度の訪問指導件数は実人数で15人であった。（表 7）

表 7 令和 3 年度結核相談・訪問指導件数 (単位：人)

相 談		訪 問 指 導	
電 話	来 所		
延人数	延人数	実人数	延人数
29	3	15	44

(4) 結核患者地域 DOTS 事業の状況

結核患者の服薬管理を支援することにより、治療中断を防止し治療完了に導き、ひいては結核の再発や感染の拡大、薬剤耐性菌の出現を防止する目的で、平成 17 年度から結核患者地域 DOTS 事業を実施している。(表 8)

杉田玄白記念公立小浜病院において毎月一回 DOTS カンファレンスを開催し、医療機関と当センターが情報交換しながら患者の確実な治療を支援している。

表 8 結核患者地域 DOTS 事業実施状況 (単位：人)

	項 目 別	人数
R3 年度末時点の DOTS 実施者数	院内 DOTS 中	－
	毎日 確 認	－
	週 1 回確認	－
	2 週間に 1 回確認	1
	月 1 回確認	3

第3章 難 病

ポイント

- ・平成27年1月1日から、「難病対策要綱」の改正に伴い、「難病患者の医療等に関する法律（難病法）」が施行され、令和4年11月1日より対象疾患が333疾患から338疾患となった。また、「障害者総合支援法」の対象となる疾病も361疾病から366疾患に拡大し、対象疾患該当者は支援を受けることが可能。
- ・令和2年9月末より、災害に備え、人工呼吸器を24時間使用している在宅療養者を対象として、人工呼吸器のバッテリーを購入する費用を助成する「災害時在宅人工呼吸器電源確保事業」が開始した。

1 難病対策の実施状況

（1）特定医療費（指定難病）支給認定制度（旧：特定疾患治療研究事業）

平成27年1月1日から難病法の施行に伴い、医療費助成の対象疾患が特定疾患から指定難病に名称変更され、より多種類の難病に対する医療費の公費負担制度が開始された。

表1 特定医療費（指定難病）医療受給者（旧：特定疾患医療受給者）状況(単位：人)（R4年3月31日時点）

年度 \ 市町村別	小浜市	高浜町	おおい町	若狭町 (旧上中町)	管内
H29	222	72	66	68	428
H30	220	70	67	67	424
R元	239	66	68	61	434
R2	247	71	71	65	454
R3	269	75	77	66	487

（2）在宅難病患者家庭訪問指導事業

在宅療養中の重症患者やニーズの高い者に対し、当センター職員が家庭訪問して、療養および日常生活にかかわる相談指導や他機関との連絡調整を行い、患者・家族の生活上の悩みごとや疾病に対する不安の軽減を図っている。（表2）

表2 令和3年度在宅難病患者家庭訪問指導状況(単位：人)

疾 患 名	実人数	延人数
筋萎縮性側索硬化症	2	13
皮膚筋炎／多発性筋炎	1	1
パーキンソン病	1	1
合 計	4	15

（3）在宅難病患者訪問指導（診療）事業

日常生活全般において介助を必要とする通院困難な患者・家族に対して、専門医・理学療法士等による診療班がセンター職員とともに家庭訪問し、専門的なアドバイスや個々の状況に応じた相談援助を行っている。令和3年度は、筋萎縮性側索硬化症の患者2名に対して、理学療法士と訪問し、意思伝達装置の利用や療養生活について助言を行った。

本事業は個々の状況に応じた対応ができるため、実際に訪問指導を受けた患者の満足度は高いものの、実施数は少ない。申請時の面接や家庭訪問指導事業を通じて、対象者を適

切に選定する必要がある。

（４）特定疾患患者相談事業

特定医療費（指定難病）患者およびその家族に対し疾病等の不安解消を目的に相談会を開催している。

若狭管内には、患者会がなく同病者と悩みや問題を共有することの効果は大きく、参加者からは継続した開催の希望が多い。患者数の多い疾患を対象に実施しているが、参加者数が少ないため、患者・家族が参加しやすいよう、周知方法や内容等を工夫することが必要である。

令和３年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため未実施。

（５）難病対策地域協議会（地域ケアシステム検討会議）

多様化している個々のニーズに対応していけるよう、支援者の気づきや思いを相互に情報共有し、多職種との連携、ネットワークづくり等の在宅医療・療養生活を支えるための支援体制が必要である。平成29年度は難病患者やその家族、関係機関が災害時の備えについて自ら備えることを目的として、リーフレット「災害に備えましょう」を作成し、管内受給者に配布した。平成30年度に実施した活用状況アンケートでは、「リーフレットを見た対象者」が6割であったものの、「支援者と話し合った対象者」や「活用した対象者」がそれぞれ1割程度であり、住民の災害への意識が低いと思われた。

また、管内の介護保険施設のケアマネジャーを対象としたアンケートでは、難病以外にも地域で人工呼吸器をはじめとした医療機器装着者が多くいること、避難場所や避難手段も不明瞭であり、対象者・支援者ともに不安を抱えている現状であることが分かった。

令和3年度も引き続き、難病患者の災害時の支援体制について検討を進める方針であったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため未実施。

（６）重症難病患者在宅療養支援事業

平成 22 年度から人工呼吸器を装着し、在宅療養を行っている重症難病患者の介護を行う者が、疾病、冠婚葬祭や休養等の理由により、当該患者を在宅において介護することができない場合、一時入院および医療機関または指定訪問事業者が行う長時間訪問看護を支援することにより、患者の安定した在宅療養生活の確保と患者およびその家族の生活の質の向上を図ることを目的に実施している。平成 24 年度からは気管切開患者を装着している重症難病患者の介護を行う者も対象となった。令和３年度は、利用実績はなかった。

（７）福井県在宅人工呼吸器使用患者支援事業

福井県に住所を有する指定難病受給者のうち、１日につき４回以上の訪問看護が必要であると医師に認められる患者を対象として、訪問看護ステーション等に必要な費用を交付する（年間 260 回を限度とする）ものである。令和 2 年 3 月末に福井県と管内の訪問看護ステーションで契約が結ばれ、令和 3 年度も引き続き、筋萎縮性側索硬

化症患者 1 名に対し、当事業を実施している。

（８）人工呼吸器装着等難病患者の災害時支援

福井県に住所を有する指定難病受給者のうち、人工呼吸器装着または気管切開を行っている在宅の難病患者に対して、災害発生時の安全確保および適切な避難が図れるよう、災害時個別対策マニュアルの作成を行っている。

令和 3 年度には、在宅療養をしている呼吸器装着者 1 名分について作成しており、今後作成が必要な対象者に対して作成・更新の必要がある。

（９）災害時在宅人工呼吸器電源確保事業

発災に備え、人工呼吸器の電源を確保するために補助金を交付する事業が令和 2 年 9 月末から開始した。福井県に住所を有しており、24 時間継続して人工呼吸器を使用しながら在宅療養を行っている患者が対象となる。令和 3 年 3 月末時点では、管内には対象者はおらず、実績なし。令和 2 年に始まった事業であり、周知を行っていく必要がある。

第4章 精神保健

ポイント

- ・入院患者数、通院患者数ともに横ばいで経過している。
- ・自立支援医療（精神通院医療）受給者および精神障害者保健福祉手帳所持者は、年々増加している。
- ・当センターへの相談内容は、老人や社会復帰、アルコール等依存症、心の健康相談等様々であり、医療中断者の病状悪化に伴う緊急性の高いもの、家族や周囲への迷惑行為等の問題解決困難な相談も多く見られる。
- ・令和3年の自殺者数は、前年と比較し県内、管内ともに増加した。

1 精神保健福祉の動向

管内の患者・精神障がい者の状況は以下のとおりである。

最近の市町別入院通院患者の動向としては、入院患者数は200人前後、通院患者数は1,500人前後で推移している。（表1）

自立支援医療（精神通院医療）受給者および精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にある。（表2・3）

表1 市町別入院通院患者数

（単位：人）

種別 市町名		入院患者（令和4年3月末時点の入院患者数）												通院患者 (令和4年3月 1か月間の実人数)		
		合計			措 置			医療保護			任 意			計	男	女
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女			
県 内		1,771	782	989	5	2	3	1,062	461	601	703	319	384	32,901	14,665	18,236
小 浜 市		90	42	48	-	-	-	47	24	23	43	18	25	794	341	453
高 浜 町		8	5	3	-	-	-	5	4	1	3	1	2	157	67	90
おおい町		13	8	5	-	-	-	11	7	4	2	1	1	144	59	85
若狭町＊		70	27	43	-	-	-	43	14	29	27	13	14	373	170	203
管 内		181	82	99	-	-	-	106	49	57	75	33	42	1,468	637	831
管内	R3年3月	192	86	106	-	-	-	111	49	62	81	37	44	1,332	598	734
	R2年3月	202	97	105	-	-	-	114	52	62	88	45	43	1,469	659	810
	H31年3月	190	85	105	1	1	-	97	45	52	92	39	53	1,424	620	804
	H30年3月	201	90	111	-	-	-	112	54	58	89	36	53	1,517	643	874
	H29年3月	190	91	99	-	-	-	94	51	43	96	40	56	1,421	601	820

*旧三方町を含む。

（福井県障がい福祉課資料より）

表2 自立支援医療費（精神通院医療）受給者証所持者数の推移（単位：人）

年度 区分	H29	H30	R元	R2	R3
管内*	650	655	684	379	720
県内	11,879	12,307	13,099	10,168	14,769

*旧三方町を含む。

（福井県障がい福祉課資料より）

※令和2年度の所持者数については、有効期間延長措置を受け、更新手続きを行わなかった者の数を含めない。

表 3 精神障害者保健福祉手帳交付数の推移

(単位:人)

市町名	年度	H29	H30	R 元	R2	R3	R3 内 訳		
							1 級	2 級	3 級
小 浜 市		189	200	218	231	226	10	175	41
高 浜 町		55	58	60	60	64	2	49	13
おおい町		56	55	50	50	47	1	36	10
若 狭 町*		91	92	98	99	96	5	74	17
管 内		391	405	426	440	433	18	334	81
県 内		6,250	6,690	7,063	7,287	7,774	343	5,477	1,954

*旧三方町を含む。

(福井県障がい福祉課資料より)

2 精神保健福祉相談

管内における精神障がい者の通報は、令和3年度は9件であった。(表4)

相談内容は認知症、依存症(アルコール・ギャンブル・薬物)、思春期、心の健康づくり等様々である。また、医療中断者の病状悪化に伴う緊急性の高いもの、家庭内暴力や周囲への迷惑行為の問題、ひきこもり等解決困難な相談もある。本人家族だけでなく、関係機関の支援者からの相談もある。(表5)

表 4 管内精神保健福祉法に基づく診察等申請通報届出処理状況および措置状況 (単位:件)

区分 年度	申請者の通報件数							緊急措置 (再)	処 理 状 況				
	一般 2 2 条	警察官 2 3 条	検 察 官 2 4 条	保 護 観 察 所 長 2 5 条	矯 正 施 設 所 長 2 6 条	病 院 管 理 者 26-2 条	計		鑑 定 実 施				調 査 の み
									要措置	不 要 措 置			
										入院医療	通院医療	一次診察 のみ実施	
H29	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-
H30	-	3	1	-	1	-	5	1	3	-	-	-	2
R 元	-	4	-	-	1	-	5	-	-	-	-	4	1
R2	-	6	1	-	2	-	9	-	1	-	-	5	3
R3	-	9	-	-	-	-	9	2	5	-	-	1	3

表 5 精神保健福祉相談・訪問指導状況(令和3年度)

(単位:件)

		老 人	社会復帰	アルコール	薬物・ ギャンブル	思春期	心の健康	その他	合 計
定例精神相談 (専門医による)	所内	5		2			9		16
		(5)		(2)			(9)		(16)
面接相談	所外								
		1						32	
訪 問		(1)						(11)	
			5	5				14	
電 話			(2)	(1)				(3)	
			12	6				79	32
関係機関との 連絡調整			(2)	(1)				(14)	(2)
			15	3				69	7
			(2)	(1)				(11)	(2)
									延べ人数 (実人数)

3 ひきこもり対策

令和2年4月より当センター内に、福井県総合福祉相談所ホッとサポートふくいが運営する「福井県ひきこもり地域支援センター嶺南サテライト」が開設された。管内のひきこもりに関する相談については、ひきこもり支援コーディネーターと連携し対応している。

4 ネットワーク体制の整備

精神障がい者等が、地域でより良いサービスが受けられ安心して生活できるよう、ケース検討会や精神保健福祉連絡会、自立支援協議会等で関係機関の連携を強化するとともに地域の支援体制について検討している。

令和2年度からは、「地域生活中心」という理念のもと、精神障がい者が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障害福祉、社会参加、住まい等包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けた協議会を開催している。(表6)

表6 令和3年度『若狭地域における精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進協議会』開催状況

回	開催日	内容	参加数
第1回	令和3年12月3日(金) 13:00～16:30	・講義 ・グループワーク	22名

5 自殺対策

我が国においては、自殺による死亡者数が高い水準で推移していることから、平成18年「自殺対策基本法」が施行され、自殺の防止および自殺者の親族等への支援の充実等を図るなど自殺対策を総合的に推進している。

＜福井県の取組み＞

自殺対策緊急強化特別事業は、①地域における気づき力の強化、②相談しやすい体制の充実、③命をつなぐ民間団体との活動支援、を対策の柱として平成21年度から様々な事業を展開している。

(1) 管内の状況

令和3年は県内、管内ともに自殺死亡数が増加した。(表7)

表7 市町別自殺死亡者数

年 市町名	H29	H30	R元	R2	R3
小浜市	5	4	5	5	8
高浜町	1	1	1	0	0
おおい町	3	1	0	1	3
若狭町*	5	1	3	3	4
管内	14	7	9	9	15
県内	124	119	113	126	128

*旧三方町を含む。

(警察庁自殺統計(自殺日・住居地)より)

（２）若狭地域自殺対策連絡協議会

管内では、平成 22 年度から関係機関が連携・協力体制を構築し、自殺対策に主体的に取り組む地域基盤づくりを目的とした若狭地域自殺対策連絡協議会を設置した。

○構成機関（30 機関）

分 野	機 関
医 療	杉田玄白記念公立小浜病院、医療法人嶺南こころの病院、小浜医師会
司 法	小浜ひまわり基金法律事務所、福井県司法書士会＊
警 察	小浜警察署
消 防	若狭消防本部
金融機関	福井銀行小浜支店、福邦銀行小浜支店、小浜信用金庫、北陸労働金庫小浜支店、JA 若狭
労 働	敦賀労働基準監督署、福井産業保健総合支援センター、小浜公共職業安定所、小浜商工会議所、高浜町商工会、おおい町商工会、わかさ東商工会
福 祉	小浜市社会福祉協議会、高浜町社会福祉協議会、おおい町社会福祉協議会、若狭町社会福祉協議会、若狭つくし会
行 政	小浜市、高浜町、おおい町、若狭町、嶺南消費生活センター、嶺南振興局若狭健康福祉センター（事務局）

○若者対策部会

分野	所 属
医療	杉田玄白記念公立小浜病院
労働	小浜公共職業安定所
教育	福井県立若狭高等学校
教育	福井県立若狭東高等学校
教育	青池学園高等学校
福祉	ふくい若者サポートステーション サテライト
福祉	若狭ものづくり美学舎
行政	高浜町
行政	若狭町
行政	福井県総合福祉相談所

①会議の開催

毎年定例会では、管内の自殺者数の減少に向け協議会としての取り組みを検討している。また、若者対策部会を設置し、若年層に対する相談支援体制の強化について検討している。令和 3 年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、協議会開催は見合わせた。

②普及啓発

- ・悩みごと相談会のチラシの活用

9 月、3 月の相談会チラシの裏面に、『若狭地域における各機関の定例無料相談一覧』を掲載して関係機関に配布した。

- ・悩みを抱える人に『トイレ』で啓発(平成 26 年 4 月～継続中)

③悩みごと総合相談会

相談会を 9 月の自殺予防週間、3 月の自殺予防月間に合わせて年 2 回実施した。(表 8)

表 8 悩みごと総合相談会実施状況

日時	内容	参加実績	場所
令和 3 年 9 月 11 日（土） 13:00～16:00	○悩みごと何でも相談会 （相談対応者） ・ 弁護士 ・ 精神科医 ・ 臨床心理士 ・ 就労相談員 ・ 保健師	8 件	若狭健康福祉 センター
令和 4 年 3 月 12 日（土） 13:00～16:00	同上	4 件	若狭健康福祉 センター

④臨床心理士相談会

悩みを抱える生徒、保護者の問題解決や環境を整えることができるよう、令和元年度から「生徒、保護者、教員のための臨床心理士による相談会」を開催している。令和 3 年度は 4 回開催したが、相談実績なし。

第5章 母子保健

ポイント

・当センターでは、育児不安や育児ストレスを抱え、児童虐待に発展する恐れのある家庭の保護者に対し、助言・指導を行い、その未然防止を図ることを目的に育児不安解消サポート事業を実施している。令和3年度は年間9回開催し、個別相談のみ実施した。

1 医療給付

(1) 小児慢性特定疾患治療研究事業

治療が長期にわたり医療費も高額となることから、医療の確立と患者家庭の医療費の負担軽減を図るため、医療給付を行っている。疾病別の状況は、内分泌疾患によるものが最も多く、次いで慢性心疾患となっている。(表1)

表1 小児慢性特定疾患給付件数

(単位：件)

種別 \ 年度	H30	R 元	R2	R3				
				合計	小浜市	高浜町	おおい町	若狭町
悪性新生物	4(3)	3(3)	3(3)	7(3)	5	1	1	-
慢性腎疾患	4(4)	5(4)	5(4)	4(3)	1	2	-	1
慢性呼吸器疾患	1(1)	2(1)	2(2)	1(1)	1	-	-	-
慢性心疾患	9(8)	10(9)	10(10)	10(10)	5	-	3	2
内分泌疾患	16(14)	19(16)	19(17)	14(14)	7	4	-	3
膠原病	1(1)	1(1)	3(1)	2(2)	1	-	-	1
糖尿病	2(2)	2(2)	3(2)	4(3)	3	1	-	-
先天性代謝異常	-	-	-	-	-	-	-	-
血友病等 血液・免疫疾患	2(2)	1(1)	1(1)	1(1)	-	1	-	-
神経・筋疾患	4(3)	4(4)	6(4)	6(6)	4	1	-	1
慢性消化器疾患	1(1)	3(1)	4(3)	4(4)	3	-	-	1
染色体又は遺伝子 変化に伴う症候群	-	-	1	2(1)	2	-	-	-
皮膚疾患群	1(1)	-	-	-	-	-	-	-
合 計	45(40)	50(42)	57(47)	55(48)	32	10	4	9

※ () 内は前年度より継続して給付を受けた者。(内数)

(2) 特定不妊治療費助成事業

不妊治療のうち、医療保険が適用されず治療費が高額になる体外受精または顕微授精の治療を受けた方にその治療費の一部を助成し、不妊治療を受ける機会を増やすことを目的として平成16年4月1日から「福井県特定不妊治療費助成事業」を実施している。平成26年度からは男性不妊治療(精巣内精子採取法実施の場合のみ)を受けた場合に特定不妊治療費助成事業の助成額に5万円を増額することとなった。平成30年度からは夫婦そろっての不妊検査や一般不妊治療に対しても助成制度が拡大された。平成31年度からは、国事業の対象外であった治療費用を、県独自に助成対象とした。(表2)

表 2 特定不妊治療費助成件数（延べ）（単位：人）

回数別	年度	H29	H30	R 元	R2	R3
1 回目		21	21	32	14	34
2 回目		19	20	21	14	17
3 回目		17	12	12	15	7
4 回目		11	13	11	9	5
5 回目		7	14	8	8	3
6 回目		6	6	7	7	3
7 回目以降		－	2	27	4	10
男性不妊治療		1	1	1	－	1
合 計		82	89	119	71	80

2 人工妊娠中絶

管内医療機関より報告された人工妊娠中絶の件数を取りまとめている。（表 3）

表 3 年代別人工妊娠中絶数（単位：人）

年齢別	年度	H29	H30	R 元	R2	R3
15 歳未満		－	－	－	－	－
15 歳		1	－	－	－	－
16 歳		－	－	－	－	－
17 歳		－	1	－	－	－
18 歳		－	1	－	－	1
19 歳		1	－	1	1	－
20～29 歳		16	10	2	3	4
30～39 歳		26	14	3	3	2
40～49 歳		15	58	2	2	2
合 計		49	34	8	9	9

※令和元年度から報告医療機関数が変更

3 母子保健相談実施状況

妊産婦、新生児、乳幼児の訪問指導は各市町の保健師等が行っている。（表 4）

平成 25 年度から母子保健法の一部改正に伴い、未熟児の訪問指導も市町に権限移譲された。当センターは、小児慢性特定疾患や育児不安解消サポート事業の対象者で支援が必要と考えられる場合、保健師が相談対応や家庭訪問を行っている。（表 5）

表 4 令和 3 年度市町別対象別母子訪問活動（単位：人）

種別 市町名	妊 婦		産 婦		新生児 (未熟児除く)		未熟児または 低出生体重児		乳 児		幼 児		その他	
	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
小浜市	13	13	206	206	19	19	14	14	189	208	113	150	12	32
高浜町	49	51	78	84	23	28	8	8	52	53	24	24	0	0
おおい町	1	2	67	72	8	9	0	0	60	63	1	1	3	18
若狭町*	3	3	93	96	9	9	2	3	90	90	1	1	0	0
合 計	66	69	444	458	59	65	24	25	391	414	139	176	15	50

*旧三方町を含む。

表 5 令和 3 年度長期療養児・障がい児相談状況

(単位：人)

相談									訪問		電 話 相 談 (延 人 員)
実 人 員	延人員								実 人 員	延 人 員	
	申請等	医療	家庭 看護	福祉 制度	就学	食 事 ・ 栄 養	歯科	その他			
58	56	1	0	1	0	0	0	0	6	10	8

4 先天性代謝異常等検査事業

フェニルケトン尿症等の先天性代謝異常および先天性副腎過形成症および先天性甲状腺機能低下（クレチン）症は、放置すると知的障がいや発育不良などの症状をきたすが、早期に発見し適切な治療を行うことにより、心身障がいを予防することが可能である。

当センターでは、検査結果が精密検査を必要とする乳児について、受診確認をする、保護者の相談に応じるなどの事後指導を実施している。

管内の令和 2 年度の先天性代謝異常検査では、要精密検査者数は 0 件であった。（表 6）

表 6 先天性代謝異常等検査

(単位：件)

年度		H29	H30	R 元	R2	R3
要精密検査者		0	3	1	－	1
要精密検査 結果	要治療	－	3	1	－	－
	経過観察	－	－	－	－	1
	異常なし	－	－	－	－	－

5 育児不安解消サポート事業（“かるがも”のお部屋）

育児不安や育児ストレスを抱え、児童虐待に発展する恐れのある家庭の保護者に対し、助言・指導を行い、その未然防止を図る目的で毎月実施している。対象者は 0 歳からおおむね就学前児童の保護者のうち、育児ストレス、産後うつ病等により育児の不安が強い方、または親子関係、家族関係、対人関係等に悩んでいる方である。保護者に対しては精神科医、公認心理士によるミニ講座や個別相談を実施、子どもには保育士、家庭相談員等が関わり遊びや保育を通じて行動や感情表現等の観察を実施し、今後の方針を検討している。現在の利用者は複雑な育児不安を持ったケースや家族関係に悩むケースなど様々で、精神科医や公認心理師による個別相談の利用も多い。

令和 3 年度の育児不安解消サポート事業への保護者の参加実人数は 9 人、参加延人数は 17 人であった。（表 7）

表 7 育児不安解消サポート事業参加状況

(単位：人)

年度		H29	H30	R 元	R2	R3
種別	実人数	17	46	30	9	7
	延人数	35	62	65	16	17
子ども	実人数	16	49	82	3	5
	延人数	35	82	76	6	9

6 市町における母子保健事業

住民に身近な市町が主体となり、各種母子保健サービスが提供されている。(表 8)

表 8 令和 3 年度管内市町母子保健事業実施状況

		小浜市	高浜町	おおい町	若狭町
健康 診 査	妊 産 婦	妊婦・産婦健診	妊婦・産婦健診	妊婦・産婦健診	妊婦・産婦健診
	乳 児	1 ヶ月児健診 4 ヶ月児健診 6 ヶ月児健診 9～10 ヶ月児健診	1 ヶ月児健診 4 ヶ月児健診 6～7 ヶ月児健診 9～10 ヶ月児健診	1 ヶ月児健診 4 ヶ月児健診 6～7 ヶ月児健診 9～10 ヶ月児健診	1 ヶ月児健診 4 ヶ月児健診 9～10 ヶ月児健診
	幼 児	1 歳 6 ヶ月児健診 3 歳児健診	1 歳 6 ヶ月児健診 2 歳親子歯科健康診査 3 歳児健診	1 歳 6 ヶ月児健診 2 歳児健診 3 歳児健診	1 歳 6 ヶ月児健診 2 歳児歯科健診 3 歳児健診
健康 相 談	幼 乳 児	1 歳児育児相談 スクスク元気っ子教室 あそびの教室「すまいる」	6～7 ヶ月児育児相談 お誕生月育児相談 乳幼児発達相談事業 (すくすく教室)	1 歳児育児相談 すくすく広場(育児教 室) ことばあそびの広場は ぐはぐ 親子あそびの教室ぐん ぐん	ことばの相談 心理相談 言葉と遊びの広場 のびのびサークル
健康 教 育	思 春 期 学 童			赤ちゃんふれあい体験	
	妊 産 婦	プレパパ&プレママ講 座 (小浜助産師会に委託)	スマイルマルシェ(妊婦 産婦乳児相談事業) 両親面接	マザーズカフェ(妊産婦 の集いの場)	
	乳 児 幼 児	3 ヶ月児育児教室 絵本の読みきかせ 子育て教室 スクスク元気っ子教室	スマイルマルシェ(妊婦 産婦乳児相談事業) わくわく☆ちびっこ食 体験クラブ ブックスタート事業 とことこあそび	すくすく広場 離乳食教室 ことばあそびの広場は ぐはぐ 親子あそびの教室ぐん ぐん	4 ヶ月児育児教室 7 ヶ月児育児教室 10 ヶ月児育児教室 12 ヶ月児育児教室 2 歳児育児教室
家 庭 訪 問		妊産婦訪問 新生児訪問 乳児・幼児家庭訪問	妊産婦訪問 新生児訪問 乳児・幼児家庭訪問	妊産婦訪問 新生児訪問 乳児・幼児家庭訪問	妊産婦訪問 新生児訪問 2 ヶ月児訪問 乳児・幼児家庭訪問
医 療 給 付		乳幼児医療 未熟児養育医療給付 不妊治療費助成	乳幼児医療 未熟児養育医療給付 不妊治療費助成	乳幼児医療 未熟児養育医療給付 不妊治療費助成	乳幼児医療 未熟児養育医療給付 不妊治療費助成
そ の 他		母子健康手帳の交付 予防接種 要保護児童対策協議会 及び支援全般 不妊治療相談 産後ケア (小浜助産師会に委託)	母子健康手帳の交付 父子健康手帳の交付 予防接種 要保護児童対策協議会 及び支援全般 移行支援事業 保育カウンセラー事業 さくらんぼの会 子どもの健康づくり検討 委員会 産後ケアデイサービス kurumu の休日開館	母子健康手帳の交付 予防接種 母子保健連絡会 保育士・養護教諭等関 係機関との連絡調整 母子保健推進員活動 産後ケア (小浜助産師会に委託) 母子手帳アプリ	母子健康手帳の交付 予防接種 就学指導委員会 小児保健研究会 母子保健推進員活動 産後ケア (小浜助産師会に委託)

☐ 内は医療機関委託にて実施

(1) 1歳6ヵ月児健康診査

令和3年度1歳6ヵ月児健診では、対象者443人中受診者は434人で受診率は98.0%であった。(表9)

表9 令和3年度1歳6ヵ月児健康診査受診者数 (単位：人)

		小浜市	高浜町	おおい町	若狭町*	管内
対象者数		225	71	61	86	443
受診者数		217	70	61	86	434
受診率(%)		96.4	98.6	100	100	98.0
異常なし		82	36	54	37	209
精密検査 受診票	発行数	0	1	0	6	7
	受診数	0	0	0	6	6

*旧三方町を含む

(2) 3歳児健康診査

令和3年度3歳児健診では、対象者514人中受診者は508人で受診率は98.9%であった。(表10)

表10 令和2年度3歳児健康診査受診者数 (単位：人)

		小浜市	高浜町	おおい町	若狭町*	管内
対象者数		234	94	77	109	514
受診者数		230	94	75	109	508
受診率(%)		98.3	100	97.4	100	98.9
異常なし		81	40	63	52	236
精密検査 受診票	発行数	43	23	6	20	92
	受診数	34	21	3	13	71

*旧三方町を含む。

第6章 健康増進

ポイント

- ・令和2年度から食環境整備の一環として「ふくい 100 彩ごはん」の取り組みを行っている。
- ・管内市町のがん検診受診率は、すべてのがん検診において前年度に比べ低下している。
- ・国民健康保険加入者のうち禁煙希望者に対して、医療機関および薬局と連携した禁煙支援を推進した。

1 健康づくりの推進

「健康日本 21（第二次）」や「第4次元気な福井の健康づくり応援計画（平成30年3月改訂）」を推進するために、当センターは、食環境の整備や栄養や運動等の生活習慣改善の推進を行っている。

（1）食環境の整備

飲食店およびスーパー等を対象に本県の豊富な食材・特産品を活かし、低カロリー・低塩分で野菜を多く使ったメニューを募集し、県が定めた認証条件に該当したメニューを「ふくい 100 彩ごはん」として認証した。認証メニューは、県のホームページおよび SNS（YouTube）に掲載し、外食・中食（調理されたものを持ち帰り家で食べること）、配食サービス利用に健康に配慮した食事ができる食環境整備に努めた。（表1）

平成27年4月には食品の表示に関する規定を一元的に定めた「食品表示法」が施行され、令和2年4月1日以降に製造される一般用加工食品および添加物には原則として栄養成分表示が義務化された。健康増進法に基づく、健康保持増進の効果に関する虚偽誇大広告の指導・相談と併せて、食品表示の相談に応じている。（表2）

表1 令和3年度「ふくい 100 彩ごはん」認証メニュー数

	飲食店版	惣菜版	配食サービス	社員食堂版	合計数
管内	9	14	—	2	25
県内	141	58	20	40	261

表2 令和3年度 管内における食品表示に関する指導・相談状況

区分	指導・相談件数
栄養成分表示（食品表示法）	7
健康保持増進の虚偽誇大広告（健康増進法）	0

（2）運動習慣の推進

主に働き世代が運動に気軽に取り組み、1日の歩行数を1,000歩増やすことを目的に、「スニーカービズ」（歩きやすい靴で通勤・勤務を行うこと）を推進した。

（3）食生活改善推進員の活動

本県における食生活改善推進員は福井県食生活改善推進員連絡協議会（以下、福食連）に加入し、地域でのボランティア活動を通じた栄養改善を行っている。当管内においては1市3町で福食連若狭支部を構成しているが、小浜市以外の3町は福食連を休会しているため、小浜市における活動状況を下記に示す。（表3）

表 3 令和 3 年度 福食連若狭支部活動状況

推進員数	区分	子どもの健康、食生活	若者・働き世代の健康・食生活	高齢者の健康・食生活	その他	総数
152	延べ回数	41	96	82	82	301
	延べ人数	137	670	148	148	1,103

※日本食生活協会・福井県食生活改善推進員連絡協議会の活動状況

2 がん対策

「がん対策基本法」が平成 19 年 4 月から施行され、同法に基づき「がん対策推進基本計画」が策定された。福井県では、「福井県がん対策推進計画」を平成 20 年 3 月に策定、平成 25 年 3 月に「第 2 次福井県がん対策推進計画」に策定。さらに第 2 次県計画を見直し、平成 30 (2018) ～35 (2023) 年度の 6 年間を期間とする「第 3 次福井県がん対策推進計画」を策定し、がん予防・早期発見・治療日本一を目指し「健康長寿ふくい」の実現に向けてがん対策を総合的に推進している。

(1) がん検診受診率

がん検診は、がんを早期発見し適切な治療を行うことで、がん死亡者数を減少させることができる確実な方法であり、現在、市町および職域において実施している。平成 24 年 6 月に改定された国の「がん対策推進基本計画」では、受診率の算出対象が、これまでの「40 歳（子宮がんは 20 歳）以上全ての方」から「40 歳（子宮がんは 20 歳）から 69 歳まで」に変更された。管内の市町事業として実施している検診による受診率は下記のとおりである。(表 4)

表 4 市町が実施した 70 歳未満のがん検診受診率

(単位：%)

種別 年度 市町名	胃がん		肺がん		大腸がん		子宮頸がん		乳がん	
	R 元	R2	R 元	R2	R 元	R2	R 元	R2	R 元	R2
小浜市	16.4	15.1	24.8	18.8	33.1	21.8	67.1	58.2	60.2	55.1
高浜町	61.2	46.8	82.7	68.5	97.3	84.3	108.1	102.4	107.8	100.5
おおい町	28.8	36.9	37.5	27.1	42.3	27.8	81.3	72.3	68.6	58.6
若狭町*	24.9	20.5	44.4	32.0	48.8	33.7	75.9	71.1	74.6	68.2

※本受診率は、国の示す市町推計対象を使用しているため、場合によっては 100% を超える場合も有りうる。(がん検診を実施していない事業所の就業者が市町がん検診を受診している場合等)

※旧三方町を含む。

(参考) 受診率(胃・肺・大腸) = $\frac{1 \text{ 年間にがん検診を受診した 70 歳未満の人数 (集団・個別)}}{\text{該当市町村の区域内に居住地を有する 40 歳以上 70 歳未満の男女}}$

受診率(乳・子宮) = $\frac{(\text{前年度 70 歳未満の受診者数} + \text{当年度 70 歳未満の受診者数} - 2 \text{ 年連続 70 歳未満の受診者数})}{\text{該当市町村の区域内に居住地を有する対象年齢の女性 (乳 40 歳以上・子宮 20 歳以上 70 歳未満)}}$

出典：県保健予防課

(2) がん検診推進医活動

福井県は平成 20 年度からがん検診推進医(26 人)を設置し、平成 23 年度からは、個別がん検診実施機関の医師に、がん検診推進医としての役割を位置づけた。

地元医師会、がん個別検診機関と共働し、医師が市町長や事業主等に対し指導・助言を実施して、働き盛り世代の受診率向上を図っている。(表 5)

表 5 管内がん個別検診医療機関数（令和 3 年 6 月時点）

	胃がん検診	肺がん検診	大腸がん検診	子宮がん検診	乳がん検診
医療機関数	10	6	13	3	2

（３）がん検診受診促進キャンペーン

がん検診普及啓発のため、福井県労働基準協会と連携して管内事業者に対してがんの予防や健診受診について説明し、パンフレットを配布した。（表 6）

表 6 がん検診受診促進キャンペーン実施内容

実施日	場 所	内 容	参加数
6 月 7 日（月）	パレア若狭	令和 3 年度全国安全週間説明会	約 60 人
9 月 2 日（木）	パレア若狭	令和 3 年度全国安全衛生週間説明会	約 60 人

（４）がん患者アピアランス事業

平成 30 年度からがん治療による外見の変化に悩むがん患者に対し、就労や社会参加を応援するためウィッグ（かつら）や補正下着の購入費を一部助成した。令和 4 年度からは申請窓口が市町となった。

3 受動喫煙防止、禁煙支援対策

当センターでは、5 月 31 日の「世界禁煙デー」を中心とした「禁煙週間」に、ポスター掲示を行い、福井県労働基準協会と連携して管内事業者に対して受動喫煙防止を啓発している。

また、市町の特定健診・特定保健指導を受診した禁煙に関心を持つ者に対して禁煙外来による禁煙治療や薬局での禁煙相談を促している。

4 若狭地域・職域連携推進協議会

地域保健と職域保健が共同して健康づくりを推進していくことを目的に平成 20 年度より健康課題の解決に向けた事業を実施した。令和元年度からは、改定健康増進法が施行されたことに伴い、受動喫煙防止や禁煙希望者に対する禁煙支援について医療機関や調剤薬局と連携した体制整備を進めた。（表 7）なお、令和 3 年度の協議会は新型コロナウイルスの影響により開催できなかった。

表 7 若狭地域・職域連携推進協議会活動内容

年度	内 容
平成 20 年度～平成 24 年度	がん検診の機会提供やがん検診受診勧奨による受診率向上に向けた対策を検討した。
平成 25 年度～平成 30 年度	メタボリックシンドローム対策として食・運動習慣に関する目標を掲げ、参加機関がそれらの目標の達成に向けて m y 企画書を作成して、その内容を実践した。
令和元年度～	受動喫煙防止や禁煙希望者に対する禁煙支援を推進

5 給食施設指導

(1) 給食施設指導

健康増進法に基づき、特定多数の人に対して、継続的に1回100食以上または1日250食以上の食事を提供する「特定給食施設」と、1回20食以上または1日50食以上提供する「その他の給食施設」に対し、適切な栄養管理が実施されるように指導・助言を行っている。(表8、9) また、管内給食施設の栄養担当者を対象に研修会を開催し、適切な栄養管理の実践に向けた情報提供等を行っている。(表10)

表8 令和3年度給食施設数および栄養士・管理栄養士配置状況

施設別		管理栄養士のみの施設		管理栄養士・栄養士どちらもある施設			栄養士のみの施設		管理栄養士・栄養士どちらもない施設数
		施設数	管理栄養士数	施設数	管理栄養士数	栄養士数	施設数	栄養士数	
指定施設	学 校								
	病 院			1	4	3			
	介護老人保健施設								
	介護医療院								
	老人福祉施設								
	児童福祉施設								
	社会福祉施設								
	そ の 他								
	計	0	0	1	4	3	0	0	0
特定給食施設	学 校	3	3	1	2	1	2	1	12
	病 院			2	4	3			
	介護老人保健施設	1	1						
	介護医療院								
	老人福祉施設	1	1	2	3	3			
	児童福祉施設						3	4	4
	社会福祉施設								
	そ の 他								
	計	5	5	5	9	7	5	5	16
その他の給食施設	学 校			1	1	1			10
	病 院			1	1	1			
	介護老人保健施設			2	2	2			
	介護医療院	1	1						
	老人福祉施設	4	5	2	2	2	4	4	8
	児童福祉施設	1	1				1	1	16
	社会福祉施設						3	4	3
	事 業 所						1	1	3
	寄 宿 舎								
	そ の 他								2
	計	6	7	6	6	6	9	10	42

(衛生行政報告例)

表9 令和3年度 栄養管理に関する指導・助言件数

施設別	施設数	巡回指導数	その他の相談件数	集団指導	指導・助言件数 (実数)
学 校	29	11		29	29
病 院	4	4		4	4
介護老人保健施設	3			3	3
介護医療院	1			1	1
老人福祉施設	21			21	21
児童福祉施設	26	21	2	26	26
社会福祉施設	6			6	6
寄 宿 舎	3			1	1
そ の 他	2	2		2	2

表 10 令和 3 年度 健康増進指導事業実施状況

実施月日	開催場所	目的	内容・講師名	参加者および参加者数	備考
4 月～	メール、YouTube 動画による情報配信	特定給食施設等における適切な栄養管理の推進	YouTube による発信 ① 給食施設における新型コロナウイルス対応 ② フレイル予防 ③ 配食サービスの手引きに関する紹介 ④ ふくい 100 彩ごはんのご紹介	管内特定給食施設等（必要に応じて対象外の給食施設にも配信）【】内は視聴数 ① 給食施設におけるコロナ対策【854 回】 ② フレイル対策【38 回】 ③ 配食サービス事業者向けの配食サービスの手引き【64 回】 ふくい 100 彩ごはん啓発動画【67 回】	※ 二 州 HWC と共同開催
10 月	Teams による Web 研修	施設間の栄養管理情報連携の推進	情報提供① 「施設の栄養管理および施設間の連携状況」 情報提供② 「R3 年度介護報酬改定を踏まえた栄養管理連携について」 事例提供 「栄養管理情報連携の現状について」	管内医療機関・介護保険施設・社会福祉施設等の栄養管理担当者 12 施設	他センターと合同で広域的に実施
12 月	若狭健康福祉センター（対面）	管内住民に対する減塩の推進	・市町健康づくり担当者との連絡会の開催	市町健康づくり主管課保健師、栄養士 7 名	
12 月～1 月	主に若狭健康福祉センター	生活習慣病予防を目的とした受動喫煙防止および禁煙支援	・民間財団からの資金調達 ・医療機関および歯科医院等と連携した禁煙ポスター、禁煙手帳の検討 ・薬剤師会との禁煙支援の推進	4 市町、2 医療機関、1 歯科医院、若狭薬剤師会	

（２）「食形態共有一覧表」による栄養管理情報共有の推進

患者および利用者の転院・転所・在宅移行時に栄養に関する情報共有を円滑に行うことを目的に、食形態共有ネットワーク事業の取り組みの一環として、平成 28 年度に管内 17 施設の摂食・嚥下に配慮した食事の情報をまとめた「食形態共有一覧表」を作成した。

第7章 歯科保健

1 歯科保健対策の現状

国では、「生涯にわたり自分の歯を20本以上保つことにより健全な咀嚼能力を維持し、健やかで楽しい生活をすごそう」という8020（ハチマル・ニイマル）運動を提唱し、生涯を通じた歯および口腔の健康増進を推進している。

本県では、3歳以降就学前までにむし歯を持つ子どもが増えるため、「子どもの歯の健康プロジェクト」として、保育所・幼稚園・認定こども園の4、5歳児を対象にフッ化物洗口の実施を推奨している。また、妊産婦を対象に、（一社）福井県歯科医師会に委託して無料歯科健診を実施し、妊産婦から小児期における虫歯予防対策を行っている。

2 市町における歯科保健事業

住民に身近な市町において、生涯にわたる歯科保健事業が実施されている。（表1）

表1 令和3年度 歯科保健対策の現状

市町名 区分	小 浜 市	高 浜 町	おおい町	若 狭 町
妊産婦	県の妊産婦歯科健診の周知	県の妊産婦歯科健診の周知 スマイルベビー	県の妊産婦歯科健診の周知	県の妊産婦歯科健診の周知
乳幼児	6ヵ月児健診 1歳児育児相談 1歳6ヵ月児健診 3歳児健診	6～7ヵ月健診 1歳6ヵ月児健診 2歳親子歯科健診 3歳児健診 まるまるあそび（1～3歳）	6～7ヵ月児（集団指導） 1歳6ヵ月児健診 2歳児健診 3歳児健診	7ヵ月児育児教室 10ヵ月児育児教室 12ヵ月児育児教室 1歳6ヵ月児健診 2歳児歯科健診 3歳児健診
学童期		たかはま健康づくり 10 カ条ポスターコンクール、展示		
成人期	歯周病健診（40歳、50歳）	大人の歯科検診 （40歳、45歳、50歳、 55歳、60歳）	おとなの無料歯科健診 （18歳以上）	歯周病検診（18歳以上）
高齢期 要介護者	一般介護予防事業 「ココカラ元気教室」 （口腔機能向上、摂食と 嚥下機能の向上） ふれあいサロン（健康体 操）	大人の歯科検診 （65歳、70歳、76歳）	介護予防教室 （口腔指導） 老人クラブ健康相談 （相談） おとなの無料歯科健診	一般介護予防事業 口腔機能向上「お口の教 室」 後期高齢者歯科健康診 査事業（75, 76, 77 歳到 達者）
その他		町内各所にたかはま健 康づくり 10 カ条ポスタ ー掲示 広報たかはまにおける 啓発		子育て支援センターで 乳児を対象にした口腔 機能について学ぶ広場 開催 各保育所で保育士によ る歯磨き教室開催

□ 内は医療機関委託で実施。

第5編 医 療

第1章 医療対策

ポイント

- ・ 福井県医療計画の進捗管理と、若狭地域における在宅医療の充実・強化を図るために、地域医療連携体制協議会を開催し、関係機関や多職種の連携体制について検討している。
- ・ 病院および一般・歯科診療所に対して立入検査を実施している。

1 医務関係業務

(1) 地域医療の推進

① 医療施設

管内の医療施設は表1のとおりである。

医療施設に対しては、医療法の規定に基づき立入検査を実施しており、法で定められた人員や構造設備を有しているか、適正な管理を行っているかを確認している。

表1 医療施設数および立入検査件数

(R4.4.1時点)

区分 市町名	病 院											一般診療所				歯科診療所
	施 設 数					病 床 数						施 設 数			病床数	
	総数	精神	結核	一般	療養	総数	精神	感染	結核	一般	療養	総数	有床	無床		
小 浜 市	2	-	-	1	1	516	100	2	8	296	110	18	1	17	18	9
高 浜 町	1	-	-	1	-	90	-	-	-	40	50	7	-	7	-	2
おおい町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	1	6	19	3
若 狭 町	1	1	-	-	-	170	170	-	-	-	-	4	1	3	19	2
管 内	4	1	-	2	1	776	270	2	8	336	160	36	3	33	56	16
立入検査件数	4															

※医療施設には介護老人保健施設および保健所を含む。

② 医療従事者

医師等医療従事者については2年ごとに関係法令に基づき調査を実施しており、管内の医療従事者数は表2のとおりである。

表2 医療従事者数

年 度	医 師	歯科医師	薬剤師	看護職	歯科衛生士	歯科技工士
H26	104	25	76	880	38	9
H28	106	25	80	824	36	9
H30	106	25	85	814	36	5
R2	98	29	83	855	38	11

※人数は各年度の12月末現在。旧三方町を含む。

(2) 嶺南地域医療構想調整会議・若狭地域医療連携体制協議会

嶺南地域の医療提供体制の確保を目的に地域医療構想の策定および実現に向けた関係者との協議および調整を行うため、会議を開催している。新型コロナウイルス感染症拡大を受け、国は今後の地域医療構想の進め方について明確な方針を示していないため、若狭では未実施。

第2章 薬 事

ポイント

- ・ 小学校高学年以上の児童・生徒を対象に薬物乱用防止普及啓発活動を実施した。

1 薬事関係業務

(1) 医薬品および毒物劇物対策

管内の薬局、医薬品販売業および毒物劇物販売業等の状況は表1のとおりである。

これらの施設に対し「医薬品一斉監視指導」、「農薬危害防止運動」の期間を中心に監視指導を行っている。

表1 薬事関係業務

(R4.4.1時点)

区分 市町名	薬 局	医 薬 品							医療機器			毒 物 劇 物				
		医薬品販売業				薬局 医薬品製造業	薬局 医薬品製造販売	医薬品製造業	医療 機器製造業	販売業		毒物 劇物製造業	販 売 業			業務上取扱者
		店 舗	薬種 商	配 置	卸 売					高度管理 医療機器	管理 医療機器		一 般	農業用品 目	特定品 目	
小 浜 市	12	13	-	-	1	2	2	1	-	15	99	-	10	4	1	-
高 浜 町	3	4	-	-	-	-	-	-	2	4	15	-	4	3	-	-
おおい町	2	2	0	-	-	-	-	-	-	1	11	-	0	2	-	-
若 狭 町	2	2	-	-	-	-	-	1	-	3	12	2	2	2	-	-
管 内	19	21	0	-	1	2	2	2	2	23	137	2	16	11	1	-
監視件数	2	2	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-	2	2	-	-

※「管理医療機器販売業」には医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第49条に規定される届出特例対象の業を含む。

(2) 献血状況

表2に示すとおり、管内合計での献血者数は受入予定数を下回ったが、県全体では、目標15,650人に対し15,852人と目標数を上回る結果となった。今後、少子高齢化が進むことから、より血液製剤需要の増大、献血者数の減少が予測されるため、若年層の献血率向上が重要な課題である。また、新型コロナウイルス感染症の影響により献血者数の減少している。

表2 献血受入状況（移動献血車による献血受入人員数）

年度 区分 市町名	R2					R3				
	予定数	実 績				予定数	実 績			
		成分	400ml	200ml	計		成分	400ml	200ml	計
小浜市	637	-	597	49	646	624	-	657	38	695
高浜町	490	-	479	6	485	480	-	350	5	355
おおい町	490	-	549	3	552	480	-	507	4	511
若狭町	294	-	228	4	232	336	-	209	19	228
合 計	1,911	-	1,853	62	1,915	1,920	-	1,723	66	1,789
県 計	16,700	-	14,857	627	15,484	15,650	-	15,206	646	15,852

（３）薬物乱用防止対策

危険ドラッグが全国的にまん延するなど、一般住民、特に若者の薬物乱用が大きな社会問題となっており、住民に対し薬物乱用防止知識の普及徹底を図るため、薬物乱用防止指導員の協力も得て、啓発活動に取り組んだ。

また、小学校高学年以上の児童・生徒を対象として、薬物乱用の危険性を認識してもらうために、依頼のあった各学校において講習会を実施した。

表３ 令和３年度 薬物乱用防止指導教室（当センター開催分）

回	開催日	学校名	対象 学年	参加生徒・児童数
1	2021/07/09	小浜市立小浜小学校	6	39 名
2	2021/07/19	小浜市立小浜美郷小学校	6	53 名
3	2021/10/22	おおい町立名田庄小学校	5, 6	38 名
4	2021/12/10	おおい町立大島小学校	5, 6	20 名
5	2021/12/14	小浜市立内外海小学校	6	10 名
6	2021/12/16	若狭町立熊川小学校	5, 6	7 名
7	2021/12/18	若狭町立三宅小学校	5, 6	28 名
8	2022/01/26	若狭町立野木小学校	6	11 名
9	2022/02/08	小浜市立口名田小学校	5, 6	32 名
10	2022/02/15	小浜市立雲浜小学校	6	31 名
11	2022/02/16	小浜市立加斗小学校	5, 6	15 名
			(計)	284 名

第 6 編 環境衛生

第 1 章 食品衛生

ポイント

- ・食品衛生法が改正され、令和 3 年 6 月から完全施行となった。そのため、令和 3 年 6 月以降に新規に営業許可を取得した施設、許可を更新した施設は改正食品衛生法に基づく許可となる。また営業許可の対象となっていない業種を営む営業者は、届出対象外業種を除いて届出が必要となった。（営業届出制度の創設）
- ・福井県食品衛生監視指導実施要領に基づき、業種ごとに定期的に各施設に立入りし、監視指導を行った。
- ・ふぐ、かき等の特産品についても流通が広域化している為、表示や品質管理の徹底を指導するとともに、定期的な収去検査を実施した。

1 食品衛生法に基づく施設数

（1）営業許可を要する施設

旧食品衛生法に基づく許可を要する施設の状況は表 1-1、改正食品衛生法に基づく許可を要する施設の状況は表 1-2 のとおりである。旧食品衛生法第 52 条に基づく要許可 34 業種のうち、管内には 25 業種で許可施設数は 1,087 施設となっている。また、改正食品衛生法第 55 条の基づく要許可 32 業種のうち、管内には 16 業種で許可施設数は 253 施設となっている。令和 3 年度は 541 施設の監視指導を行った。

表 1-1 旧食品衛生法に基づく許可を要する食品関係営業施設

(R4.3.31 現在)

区分 業種		営業 施設数	営業許可 施設数		廃業 施設数	処分件数						告発件数		査・ 調 監 指 施 数
			継続	新規		営 業 許 可 取 消 令	営 業 禁 止 命 令	営 業 停 止 命 令	改 善 命 令	物 品 廃 棄 命 令	そ の 他	無 許 可 営 業	そ の 他	
飲食店 営業	一般食堂・レストラン等	251	12	14	21	-	-	1	-	-	-	-	-	98
	仕出し屋・弁当屋	99	10	7	14	-	-	-	-	-	-	-	-	12
	旅館	169	15	1	14	-	-	-	-	-	-	-	-	98
	その他	223	2	2	26	-	-	-	-	-	-	-	-	50
菓子(パンを含む)製造業		101	4	6	13	-	-	-	-	-	-	-	-	52
乳処理業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特別牛乳さく取業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
乳製品製造業		1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
集乳業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
魚介類販売業		69	1	4	8	-	-	-	-	-	-	-	-	50
魚介類競り売り業		2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5
魚肉練り製品製造業		5	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	5
食品の冷凍または冷蔵業		17	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5
缶詰または瓶詰食品製造業 (上記および下記以外)		5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
喫茶店営業		22	-	-	6	-	-	-	-	-	-	-	-	3
あん類製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アイスクリーム類製造業		15	1	1	4	-	-	-	-	-	-	-	-	10
食肉処理業		4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食肉販売業		20	2	1	3	-	-	-	-	-	-	-	-	5
食肉製品製造業		1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
乳酸菌飲料製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食用油脂製造業		1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
マーガリンまたはショートニング 製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
みそ製造業		2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
しょうゆ製造業		1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1
ソース類製造業		1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
酒類製造業		1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
豆腐製造業		4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
納豆製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
麺類製造業		3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
そうざい製造業		69	-	4	9	-	-	-	-	-	-	-	-	50
添加製造業		1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
食品の放射線照射業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
清涼飲料水製造業		2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
氷雪製造業		2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
合 計		1,087	49	41	118	-	-	1	-	-	-	-	-	454

表1-2 改正食品衛生法に基づく許可を要する食品関係営業施設

(R4. 3. 31 現在)

業種 区分	営業 施設数	営業許可 施設数		廃業 施設数	処分件数							告発件数		調査・ 監視 指導 施設数
		継続	新規		営業 許可 取消 命令	営業 禁止 命令	営業 停止 命令	改善 命令	物品 廃棄 命令	その他	無許可 営業	その他		
飲食店営業	172	-	172	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	61
調理の機能を有する自動販売機	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食肉販売業	3	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
魚介類販売業	15	-	15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
魚介類競り売り業	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
集乳業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
乳処理業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特別牛乳搾取処理業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食肉処理業	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
食品の放射線照射業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
菓子製造業	21	-	21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8
アイスクリーム類製造業	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
乳製品製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
清涼飲料水製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食肉製品製造業	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
水産製品製造業	9	-	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4
氷雪製造業	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
液卵製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食用油脂製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
みそ又はしょうゆ製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
酒類製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
豆腐製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
納豆製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
麺類製造業	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
そうざい製造業	18	-	18	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3
複合型そうざい製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
冷凍食品製造業	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
複合型冷凍食品製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漬物製造業	4	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
密封包装食品業	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
食品の小分け業	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
添加物製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	253	-	253	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	87

(2) 届出を要する食品関係施設

改正食品衛生法第57条の基づく届出業種のうち、管内の届出施設数は449施設となっている。
令和3年度は77施設の監視指導を行った。

届出を要する施設数は表2のとおりである。

表2 届出を要する食品関係営業施設

(R4.3.31現在)

区分 業種		営業 施設数	処分件数						告発件数	監視 指導 施設数
			営業 許可 取消令	営業 禁止 令	営業 停止 令	改 善 命 令	物 品 廃 棄 命 令	そ の 他		
旧許可業種で あった営業	魚介類販売業(包装済みの 魚介類のみの販売)	45	-	-	-	-	-	-	-	3
	食肉販売業(包装済みの 食肉のみの販売)	55	-	-	-	-	-	-	-	31
	乳類販売業	124	-	-	-	-	-	-	-	8
	氷雪販売業	2	-	-	-	-	-	-	-	1
	コップ式自動販売機 (自動洗浄・屋内設置)	67	-	-	-	-	-	-	-	-
販売業	弁当販売業	3	-	-	-	-	-	-	-	-
	野菜果物販売業	3	-	-	-	-	-	-	-	-
	米穀類販売業	2	-	-	-	-	-	-	-	-
	通信販売・訪問販売による販売 業	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	コンビニエンスストア	17	-	-	-	-	-	-	-	1
	百貨店・総合スーパー	6	-	-	-	-	-	-	-	1
	自動販売機による販売業 (コップ式自動販売機(自動洗 浄・屋内設置)を除く。)	8	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他の食料・飲料販売業	35	-	-	-	-	-	-	-	-
製造・加工業	添加物製造・加工業 (法13条第1項の規定により規 格が定められた添加物の製造を 除く。)	1	-	-	-	-	-	-	-	1
	いわゆる健康食品の製造・加工 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	コーヒー製造・加工業 (飲料の製造を除く。)	2	-	-	-	-	-	-	-	-
	農産保存食料品製造・加工業	2	-	-	-	-	-	-	-	1
	調味料製造・加工業	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	糖類製造・加工業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	精穀・製粉製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製茶業	3	-	-	-	-	-	-	-	-
	海藻製造・加工業	1	-	-	-	-	-	-	-	1
	卵選別包装業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
上記以外のもの(改正法による改正後の法 第68条の第3 項において準 用されるもの を含む。)	その他の食料品製造・加工業	10	-	-	-	-	-	-	-	1
	行商	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	集団給食施設	40	-	-	-	-	-	-	-	-
	器具、容器包装の製造・加工業 (合成樹脂が使用された器具、容 器包装の製造、加工に限る。)	20	-	-	-	-	-	-	-	-
	露店、仮設店舗等における飲食 の提供のうち、営業とみなされ ないもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計		449	-	-	-	-	-	-	-	77

(3) 福井県食品衛生条例に基づく許可および登録営業施設数

許可および登録営業施設数は表3のとおりである。

なお、令和3年6月の法改正により、福井県食品衛生条例による営業許可のうち、魚介類加工業、漬物製造業は、令和6年5月末までに新法による許可を取得することになっている。

表3 食品衛生条例に基づく営業許可 (R4.3.31現在)

業 種		施設数	継続 許可数	新規 許可数	廃業 施設数
許 可	魚介類加工業	32	-	-	1
	漬物製造業	19	2	-	3

2 食中毒発生状況

食中毒発生状況は表4のとおりである。

表4 食中毒発生状況 (各年度末現在)

区 分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
発生件数	1	1	2	1	1	0	1	1	1
患者数(人)	5	4	3	5	1	0	4	1	10

3 衛生教育実施状況

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により集合型の講習会は実施せず、各食品営業者に法改正、食品衛生に関する資料の送付を行った。

令和2年度に実施した衛生講習会の実施状況は以下のとおりである。

旅館営業者への食品衛生講習会4回、173人

移動販売業者への食品衛生講習会1回、2人

食品営業関係者への衛生指導2回、6人

食品関係の組合、地域の組合団体等への食品衛生講習会6回、92人

4 ふぐ処理施設届出数およびふぐ処理登録者数

ふぐ処理登録者は横ばい傾向であり、管内のふぐ処理登録者は374人、ふぐ処理施設は130施設である。

表5 管内ふぐ処理施設および登録者数 (R4.3.31現在)

市 町 名	ふぐ処理施設数	ふぐ処理登録者数
小 浜 市	81	225
高 浜 町	38	106
おおい町	11	25
若 狭 町	4	18
合 計	130	374

5 調理師・製菓衛生師試験および免許取得状況

調理師、製菓衛生師の登録者数は、令和元年度と比べて減少した。

表6 調理師・製菓衛生師の受験および免許取得状況

(各年度末現在)

区 分		年 度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
登録者	調理師		59	45	31	33	38	16	39	26	24
	製菓衛生師		4	2	6	4	3	2	3	1	1
同上累計	調理師		5,577	5,622	5,653	5,686	5,724	5,740	5779	5805	5829
	製菓衛生師		204	206	212	216	219	221	224	225	226
受験者数	調理師		45	25	30	38	24	22	22	21	21
	製菓衛生師		6	3	8	2	3	3	3	1	4
合格者数	調理師		37	21	17	19	15	11	12	10	13
	製菓衛生師		4	1	4	1	1	1	1	0	0

6 食品等の収去検査状況

食品等の収去検査状況は表7のとおりである。

表7 令和3年度 食品等の収去検査状況

品 目		検体数	検査項目		不適合数		
			理化学 検査	細菌等 検査	食品 衛生法	食品 表示法	衛生規範 指導基準
魚介類		11	5	3	0	0	0
冷凍食品	無加熱摂取冷凍食品	2	0	2	0	0	0
	凍結直前に加熱された加熱後摂取冷凍食品	0	0	0	0	0	0
	凍結直前未加熱の加熱後摂取冷凍食品	2	0	2	0	0	0
	生食用冷凍鮮魚介類	0	0	0	0	0	0
魚介類加工品（かん詰・びん詰を除く。）		4	3	2	0	0	0
肉卵類及びその加工品（かん詰・びん詰を除く。）		3	2	2	0	0	0
乳製品		1	0	1	0	0	0
乳類加工品（アイスクリーム類を除き、マーガリンを含む。）		0	0	0	0	0	0
アイスクリーム類・氷菓		0	0	0	0	0	0
穀類及びその加工品（かん詰・びん詰を除く。）		1	2	0	0	0	0
野菜類・果物及びその加工品（かん詰・びん詰を除く。）		19	17	2	0	0	0
菓子類		25	5	20	0	0	0
清涼飲料水		1	1	1	0	0	0
酒精飲料		0	0	0	0	0	0
氷雪		1	0	1	0	0	0
水		0	0	0	0	0	0
かん詰・びん詰食品		1	0	1	0	0	0
その他の食品		36	0	36	0	0	0
添加物及びその製剤		0	0	0	0	0	0
器具及び容器包装		18	18	0	0	0	0
おもちゃ		0	0	0	0	0	0
計		125	53	73	0	0	0

第2章 動物愛護・狂犬病予防

1 動物愛護関係業務

管内にある第一種動物取扱業の10施設（13業種）に立入検査を実施している。

なお、平成30年度から犬猫の保護・引取・返還・譲渡、動物に起因する苦情、適正飼育等の相談は動物管理センターが実施することとなった。

2 狂犬病予防関係業務

犬の登録および狂犬病予防注射業務は、各市町において実施している。当センターでは、福井県動物の愛護および管理に関する条例に基づき狂犬病予防関係業務を実施している。

表1 動物愛護関係業務・狂犬病予防関係業務の状況（各年度末現在）

年度 区分		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
犬の登録	小浜市	102	74	101	71	56	71	47	33	64
	高浜町	42	26	29	32	27	27	25	31	28
	おおい町	21	17	33	23	26	21	20	23	17
	合計	165	117	163	126	109	119	92	87	109
予防注射	小浜市	878	927	874	869	836	785	744	676	687
	高浜町	398	402	418	355	347	336	309	313	312
	おおい町	331	304	392	293	296	279	279	278	257
	合計	1,607	1,633	1,684	1,517	1,479	1,400	1,332	1267	1,256

※若狭町（旧上中町）は二州健康福祉センターで計上しているため集計していない。

表2 動物取扱業登録施設数（令和3年度末）

販売	保管	貸出	訓練	展示	施設数
1	9	0	2	1	10

表3 特定動物飼養許可施設数（令和3年度末）

施設数	特定動物の種類	頭数
1	レプタイルス・セルヴァル（サーバル）	1

第3章 環境衛生

ポイント

- ・生活衛生営業施設数は、旅館等の廃止が目立つが、その他の施設では大きな変化はない。
- ・管内の廃棄物許可業者に対し定期的に立入検査を実施し、適正処理を指導している。
- ・一般廃棄物の処理、リサイクル状況については、廃棄物処理の広域化とリサイクル施設の整備が進んでいる。
- ・下水道の整備により、浄化槽の設置件数は年々減少している。

1 生活衛生営業施設

管内の生活衛生営業施設は表1のとおりである。

当管内は、夏期の海水浴シーズンを中心に関西方面から多くの観光客が訪れているが、その宿泊施設として主に旅館が利用されている。しかし、観光客の減少や営業者の高齢化等によって施設数は年々減少傾向にある。

また、旅館・公衆浴場の入浴施設からのレジオネラ症発生防止対策として、自主検査の徹底と行政検査も実施している。

理容所、美容所およびクリーニング所等の施設数については、目立った変化はない。

表1 生活衛生営業施設数

(R4. 3. 31 現在)

業種別	区 分	市町別営業施設数					令和3年度状況		
		小浜市	高浜町	おおい町	若狭町	計	許可件数	廃止件数	監視件数
理容所		40	8	9	6	62	1	0	56
美容所		79	23	11	11	124	3	1	3
クリーニング所 (洗濯所)		4	2	2	1	9	0	1	0
クリーニング所 (取次所)		12	3	2	3	20	-	-	-
公衆浴場		2	1	5	3	11	-	-	3
興行場		2	2	3	1	8	-	-	1
旅館業法	旅館・ホテル	73	105	54	7	239	1	10	87
	簡易宿所	24	22	30	13	89	7	2	21
	下宿	-	-	1	-	1	-	-	-
	特例旅館	3	23	-	-	26	26	26	25
	小計	100	150	85	20	355	34	38	133

2 廃棄物

(1) 産業廃棄物許可業者（収集運搬業・処分業）

産業廃棄物収集運搬業許可業者は増加傾向にあり、管内は京都府および滋賀県と隣接していることから、県外許可業者が約68%を占めている。

産業廃棄物処分業者については建設リサイクル法の施行により、建設系廃棄物のリサイクルを行う破砕業者が多数を占めている。

表2 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物収集運搬業許可業者数・監視数 (R4. 3. 31現在)

業種	区分	業 者 数			監 視 数		
		管 内	管 外	計	管 内	管 外	計
産業廃棄物収集運搬業 (積替え保管を除く。)		63	135	196	6	-	6
産業廃棄物収集運搬業 (積替え保管を含む。)		6	-	6	9	-	9
特別管理産業廃棄物収集運搬業		4	19	23	2	-	2
合 計		73	154	225	17	-	17

※特別管理産業廃棄物：爆発性、毒性、感染性を有する産業廃棄物。

表3 産業廃棄物処分業許可業者数・監視数 (R4. 3. 31現在)

業種	区分	業 者 数	監 視 数
産業廃棄物処分業		13	26
特別管理産業廃棄物処分業		0	0
合 計		13	26

(2) 産業廃棄物処理施設

管内には7施設が設置されている。

平成13年2月の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」の改正により、処理能力が5t/日を超える木くずおよびがれき類の破碎施設は設置許可を要する施設となった。

表4 産業廃棄物処理施設許可件数の推移 (各年度末現在)

種別	年度	H27	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	備 考
汚泥の脱水処理施設		2	2	2	2	2	1	1	移動式施設
汚泥の焼却施設		1	-	-	-	-	-	-	
木くずの破碎施設		1	1	1	1	1	1	1	
がれき類の破碎施設		4	4	4	4	4	4	4	
安定型最終処分場		1	1	1	1	1	1	1	
合 計		9	8	8	8	8	7	7	

(3) 廃棄物の不適正処理防止

重点監視区域を定め、当センター、市町、警察等で構成する「若狭地域廃棄物不法処理防止連絡協議会」で関係機関と連携するとともに、合同パトロールや休日・夜間パトロールを実施し、不適正処理等の防止に努めている。

3 自動車リサイクル法

平成17年1月1日に自動車リサイクル法が施行され、使用済み自動車の引取り、フロン類の回収を行おうとする場合には登録が、解体、破碎を行おうとする場合には許可が必要になった。

管内の登録・許可業者は表5に示すとおりである。

表 5 登録・許可業者数と立入検査数 (R4.3.31 現在)

種別 \ 区分	業 者 数	立入検査数
破 碎 業	2	2
解 体 業	3	2
フロン類回収業	6	2
引 取 業	12	2
合 計	23	8

4 ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処理

PCB廃棄物の保管事業者は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（PCB特措法）に基づき、毎年6月30日までに前年度の保管および処分の状況等について届け出る必要があり、管内の25事業所について届出書が提出されている。

また、県内の高濃度PCB廃棄物は、政府が定めるPCB廃棄物処理基本計画に基づき、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）北海道PCB処理事業所で処分する必要がある。なお、低濃度PCB廃棄物については、無害化処理認定施設等で処分する必要がある

処分期限

高濃度 変圧器・コンデンサー(3kg以上)、PCB油：令和4年3月31日

安定器・小型電気機器(3kg未満)・汚染物等：令和5年3月31日

低濃度 令和9年3月31日

5 浄化槽

管内の浄化槽設置施設数は表6のとおりである。浄化槽に関する法律や構造と正しい使用方法を周知し、適正な維持管理の徹底と快適な生活環境づくりを図るため、新規の浄化槽設置者に対して講習会を毎年実施している。

なお、高浜町および若狭町では、浄化槽法に関する事務の一部に係る権限が移譲されている。

表 6 管内（市町別）浄化槽設置数等の概況 (R4.3.31 現在)

市町名 \ 区分	浄化槽数	内 合 併 浄化槽数	届 出 件 数	廃 止 件 数	7 条 検 査 実 施 状 況 (設置後の水質検査)	11 条 検 査 実 施 状 況 (定期検査)	浄 化 槽 工 事 登 録 数	浄 化 槽 保 守 点 検 登 録 数
小 浜 市	603	337	3	15	5	395	7	1
高 浜 町	-	-	-	-	-	-	8	2
お お い 町	181	155	1	3	2	158	2	1
若 狭 町	-	-	-	-	-	-	4	0
合 計	784	492	4	18	7	553	21(県外4)	4(県外1)

6 飲料水

管内の水道施設数は表7のとおりである。

なお、小浜市の専用水道および簡易専用水道に係る事務は移譲されている。

表 7 水道施設数

(R4. 3. 31 現在)

区分 市町名	上水道	簡易水道	専用水道	飲料水 供給施設	簡易専用水道
小 浜 市	1	14	－	3	－
高 浜 町	1	4	1	2	11
お お い 町	0	5	2	4	9
若 狭 町	1	1	0	0	8

7 その他（特定建築物、墓地等、温泉）

特定建築物とは、興行場、百貨店、店舗、事務所、学校などに利用される相当程度の規模の建築物のことで、管内に特定建築物は 33 施設ある。

なお、小浜市、おおい町および若狭町の墓地、埋葬等に関する法令の事務の一部は権限が移譲されている。

表 8 特定建築物等施設数

(R4. 3. 31 現在)

区分 市町名	特定建築物	建築物衛生管理業 登録業者	火葬場	墓 地	納骨堂	温 泉 (源泉)
小 浜 市	12	2	－	－	－	－
高 浜 町	9	7	1	2	106	1
お お い 町	9	1	－	－	－	2
若 狭 町	3	0	－	－	－	－
合 計	33	10	1	2	106	3

第4章 環境保全

ポイント

- ・管内の水質汚濁防止法等の環境保全関係の法律に基づく届出事業場数は、近年ほぼ横ばいの状態である。
- ・地下水の概況調査およびダイオキシン類濃度の環境調査の結果、管内においては全ての地域で環境基準を達成していた。
- ・令和3年度に当センターに寄せられた公害に関する苦情は、油流出等に関するものであった。

1 公害防止関係法令届出状況

届出施設の設置工場・事業場は小浜市に多く、管内の約60%を占める。これらの施設の数および届出状況は、表1のとおりである。

なお、おおい町、若狭町および高浜町の一般粉じん発生施設の設置届出等の事務は各町に権限が移譲されている。

表1 公害防止関係法令届出施設 設置工場・事業場数（令和3年度末）

法 令	種 類	小浜市	高浜町	おおい町	若狭町	合計
大 気 汚 染 防 止 法	ばい煙発生施設	6	7	6	2	21
	一般粉じん発生施設	4	－	－	－	4
	水銀排出施設	1	0	1	0	0
水 質 汚 濁 防 止 法	特定施設	252	68	48	37	405
ダ イ オ キ シ ン 類 対 策 特 別 措 置 法	特定施設	1	3	1	4	9
福井県公害防止条例	特定施設	3	3	1	0	7

2 環境調査、行政検査実施状況

福井県では毎年度、「地下水の水質の測定に関する計画」に基づく水質検査を行なっている。令和3年度は表2-1のとおり、管内の3地点で概況調査を実施しており、いずれの地点でも環境基準に適合していた。過去の調査で汚染やそのおそれが判明した地点については、継続監視調査を実施し、水質をモニタリングしている。

また、福井県では毎年、県内における大気、水質、土壌のダイオキシン類濃度の環境調査を実施しており、令和3年度の管内での調査地点は表2-2のとおりである。なお、全ての地点で環境基準を達成している。

届出のあった工場・事業場・作業現場については、表2-3のとおり必要に応じて立入検査を実施している他、行政検査により、排ガス・排水等の基準適合状況を確認している。

表 2-1 地下水調査結果（令和 3 年度）

調 査 区 分	市町村	地 点 名	判定結果	そ の 他
概況調査	小浜市	大手町	適	
		平野	適	
	おおい町	鹿野	適	
継続監視調査	小浜市	下竹原	適	
		駅前町	適	
	高浜町	菌部	適	
		東三松	適	
		立石	適	

表 2-2 ダイオキシン類環境調査結果（令和 3 年度）

調 査 区 分	市町村	地 点 名	基準適否
地下水	高浜町	高尾～鎌倉	適

表 2-3 公害防止関係法令届出施設への立入検査数および行政検査数（令和 3 年度）

法令		立入検査数	行政検査数	基準適否	そ の 他
大気汚染防止法	ばい煙発生施設	5	2	適	
	一般粉じん発生施設	1	-	-	
	特定粉じん排出等作業	12	2	適	
	水銀排出施設	1	0	-	
水質汚濁防止法		32	20	適	
			1	否	
ダイオキシン類対策特別措置法		6	1	適	

3 公害苦情

令和 3 年度における公害苦情件数は表 3 のとおりであり、主に油流出に関する苦情であった。

表 3 公害苦情件数（令和 3 年度）

苦情内容	大気汚染	水質汚濁	その他
件 数	0 件	3 件	0 件
備 考		油流出等	

第7編 地域活動の支援

第1章 研 修

ポイント

- ・地域保健・福祉・環境関係職員研修は、地域の課題に応じた内容を嶺南地域の企画検討委員会で企画し、一般研修と専門研修により実施した。
- ・若狭地域保健研究会では、参加者で研究会の趣旨を再度確認し、コロナ禍における保健活動の状況報告や、今後の研究会の持ち方について検討した。

1 地域保健福祉環境関係職員研修事業

地域特性に対応した複合的で質の高いサービスを提供できるよう、地域保健・福祉環境関係職員の資質の向上を図ることを目的に、嶺南地域で研修を企画・実施した。

研修に関して、実施計画の策定、実施および評価についての検討を行うために、嶺南地域で企画検討委員会を開催し、一般研修と専門研修を企画・実施している。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため未実施。

2 若狭地域保健研究会

地域において活動している保健等関係職員が、住民の健康増進を図るための総合的な保健対策が展開できるよう、関係職員による地域課題の研究、相互の研修、情報交換を実施している。

表1 若狭地域保健研究会開催状況

日時	内容	参加数
令和3年12月2日（木） 9:30～11:00	・コロナ禍における県・市町の保健活動について ・新規事業や取り組みについて ・グループワーク	16名

第2章 介護保険

1 介護保険制度の現状

管内の要支援・要介護認定者は以下のとおりである。(表1)

表1 要支援・要介護認定者数

(単位：人)

市 町 名	年度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
小 浜 市	29	43	154	238	439	345	302	188	1,709
	30	42	183	237	417	349	258	169	1,655
	R 元	62	184	214	461	358	265	167	1,711
	R2	77	194	273	413	296	296	165	1,714
	R3	78	202	277	419	301	302	170	1,749
高 浜 町	29	45	121	105	128	75	87	54	615
	30	49	120	103	128	86	88	46	620
	R 元	46	100	86	128	90	93	61	604
	R2	36	105	76	119	104	89	45	574
	R3	36	106	76	120	105	90	48	581
おおい町	29	26	70	73	113	76	71	53	482
	30	25	84	78	81	62	74	57	461
	R 元	24	64	69	104	89	57	55	462
	R2	29	79	78	102	81	66	52	487
	R3	29	79	79	102	84	66	53	492
若 狭 町*	29	40	138	119	249	186	128	121	981
	30	32	128	121	256	179	136	97	949
	R 元	31	149	142	240	195	127	92	976
	R2	43	141	143	218	170	164	93	972
	R3	43	147	143	219	176	167	97	992
管 内	29	154	483	535	929	682	588	416	3,787
	30	148	515	539	882	676	556	369	3,685
	R 元	163	497	511	933	732	542	375	3,753
	R2	185	519	570	852	651	615	355	3,747
	R3	186	534	575	860	666	625	368	3,814
県 内	29	3,036	4,910	8,155	8,154	6,307	5,964	4,085	40,611
	30	3,299	5,058	8,135	8,023	6,275	6,034	3,972	40,796
	R 元	3,303	5,199	8,191	8,265	6,332	6,109	4,088	41,487
	R2	3,457	5,212	8,419	7,862	6,240	6,062	3,870	41,122
	R3	3,510	5,327	8,498	8,011	6,337	6,136	3,953	41,772

【出典】厚生労働省 HP 介護保険事業状況報告 月報（暫定版）

注1）各年度末の状況である。

注2）＊旧三方町を含む。

2 地域包括支援センター連絡会

各市町の地域包括支援センター業務の充実・強化を図ることを目的に、管内の地域包括支援センターの情報交換や勉強会の場として、平成22年10月から地域包括支援センター連絡会（管内市町と美浜町が参加）を2か月に1回開催している。(表2)

表 2 令和 3 年度地域包括支援センター連絡会実施状況

	開催日・場所	内 容	担 当	参加数
第 1 回	令和 3 年 4 月 21 日 (水) 若狭健康福祉センター	令和 3 年度地域包括支援センター事業について ・自己紹介、年間計画の確認、担当割り振り ・意見交換	若狭 HWC	16 人
第 2 回	令和 3 年 6 月 16 日 (水) 若狭健康福祉センター	認知症対策について ・県長寿福祉課より事業説明 ・意見交換	小浜市	17 人
第 3 回	令和 3 年 8 月 18 日 (水)	中止		
第 4 回	令和 3 年 10 月 20 日 (水) おおい町保健福祉センター なごみ	次年度事業予算について ・各市町からの状況報告 ・意見交換 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について ・若狭町担当者からの報告 ・意見交換	おおい町 若狭町	16 人
第 5 回	令和 3 年 12 月 15 日 (水) 若狭健康福祉センター	成年後見制度利用促進について ・各市町からの状況報告 ・意見交換	美浜町	13 人
第 6 回	令和 4 年 2 月 16 日 (水) 若狭健康福祉センター	中止		

3 介護保険制度および在宅医療の推進に向けた支援

介護保険制度の推進を図るために、各市町や機関への支援を実施している。

(1) 地域ケア会議、地域包括支援センター運営協議会への支援

小浜市地域包括支援センターが開催する会議に委員として参加。

(2) 高齢者の権利擁護支援体制整備事業

各市町の高齢者虐待防止ネットワーク会議に委員として参加。

(3) 地域包括リハケアシステム推進事業

若狭地域リハビリテーション支援センター（杉田玄白記念公立小浜病院）が開催する運営委員会にオブザーバーとして参加。

(4) 医療と介護の連携に関するアンケートの実施

(5) 退院支援ルール策定に関する病院・ケアマネジャー会議の開催等

(6) 福井県フレイル予防トレーナー活動の実施

平成 29 年度より県が東京大学との共同研究の一環で実施しているフレイル予防事業について、令和元年度から県内全市町で実施することとなった。管内市町単位で実施したフレイルサポーター養成講座、フレイルチェック事業への支援を行うと共に県主催の検討会等に参加した。

第3章 臨床医師研修

当センターでは、杉田玄白記念公立小浜病院の医師卒後臨床研修プログラムによる「地域保健・医療研修」を受入れている。(表1)

表1 臨床医師研修 受入れ状況

期 間	人数
令和3年5月10日～5月14日	1人
令和3年6月14日～6月18日	1人
令和4年2月14日～2月18日	1人

第4章 看護系大学の公衆衛生看護学実習等

平成29年から、敦賀市立看護大学の公衆衛生看護学実習の学生を受入れている。(表2)

表2 敦賀市立看護大学 公衆衛生看護学実習 受入れ状況

期 間	人数
令和3年5月10日～5月21日	3人
令和3年6月14日～6月25日	3人

また、令和2年度からは、西大和学園大和大学 保健医療学部看護学科（大阪府）の公衆衛生看護学総論実習の学生を受入れている。(表3)

表3 大和大学看護学科 公衆衛生看護学総論実習 受入れ状況

期 間	人数
令和3年10月18日（月） 11:00～12:00	4人

※令和3年度はオンラインによる実習指導を行った。

第5章 医学生の実習

令和3年度から、福井大学医学部医学科の地域包括ケア実習の学生を受入れている。(表4)

表4 福井大学医学科 地域包括ケア実習 受入れ状況

期 間	人数
令和3年7月15日（木） 令和3年7月16日（金） 各日11:00～12:00	10人

第6章 栄養士の実習

近畿圏の大学および仁愛大学の公衆栄養学臨地実習の学生を受け入れている。(表5)

表5 栄養学生 受入れ状況

期 間	大学名	人数
令和3年8月30日～9月3日	仁愛大学	1人

第8編 健康危機管理

第1章 健康危機管理対策

ポイント

- ・健康危機に迅速かつ適切に対応するため、所内の健康危機管理体制の整備および人材育成のための研修や訓練を実施している。
- ・新型コロナウイルス感染症については、医療機関、市町等と緊密な連携を図りながら、医療・療養体制の確保及び感染防止対策を進めている。

1 健康危機管理対策の現状

健康危機とは、毒劇物、食中毒、感染症および大気その他何らかの原因により、県民の生命と健康の安全を脅かす事態である。平成23年の東日本大震災以降、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の制度化に関する検討がなされ、平成29年7月5日厚生労働省の通知「大規模災害時の保健医療活動に係る体制整備について」では保健所において保健医療活動チームの指揮又は調整等の実施、保健医療ニーズ等の収集及び整理・分析を行うことが示された。

福井県では、健康危機に迅速かつ適切に対応するため、平成17年5月に「福井県健康危機管理対応要領」、災害時の対応については、平成26年3月に「福井県災害時健康福祉センター活動指針」策定された。

当センターでは、平成26年4月に「若狭健康福祉センター健康危機管理対応要領」、「災害時若狭健康福祉センター対応要領」を作成した。平成30年度には所内に健康危機管理委員会の設置、災害直後に参集した職員誰もが、当センターの初動対応ができるようにアクションカード（AC）を作成した。毎年、健康危機管理体制の整備および健康危機管理に従事する人材の育成のための研修や訓練等を行っている。（表1）

新型コロナウイルス感染症対策では、相談対応、積極的疫学調査、医療機関への受診調整、自宅療養者・濃厚接触者への健康観察、感染予防の普及・啓発、地域の感染状況の把握・分析等の業務を行い、管内における医療・療養体制の確保及び感染防止対策を進めている。

表1 令和3年度所内研修および訓練等実施状況

種別	月日	内容	参加数
所内研修	令和3年 4月28日	○当センターが扱う健康危機事象発生時の職員初動体制について	17
	令和3年 12月27日	○健康危機事象発生時の対応について	19



福井県嶺南振興局

若狭健康福祉センター

〒917-0073 福井県小浜市四谷町 3-10

TEL (0770) 52-1300 FAX (0770) 52-1058

Eメール w-fukusi-c@pref.fukui.lg.jp